

かすみがうら市  
障害者基本計画・障害福祉計画（第5期）  
・障害児福祉計画（第1期）  
（案）

平成30年3月  
かすみがうら市



# 目 次

第1部 序論	3
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画の趣旨	3
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	5
5 計画の策定体制	6
6 計画の期間	7
7 主な制度等の変遷	8
第2章 かすみがうら市の障害者の現状	9
1 人口等の推移	9
2 手帳所持者の推移	10
3 アンケート調査結果	17
(1) 障害者(児)調査結果より	17
(2) 一般市民調査結果より	22
第2部 障害者基本計画	29
第1章 計画の基本理念と基本目標	29
1 基本理念と施策体系	29
2 基本目標	30
3 施策の体系	32
第2章 施策の展開	33
1 住民の助け合いがあるまちづくり	33
2 地域で安心して暮らせるまちづくり	37
3 健やかに育ち学べるまちづくり	41
4 社会に参加し、自立して暮らせるまちづくり	50
5 暮らしやすい福祉のまちづくり	53
6 共に生きるまちづくり	56
第3部 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	61
第1章 計画の概要	61
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定	61
2 平成32年度の目標値	62

第2章 第4期障害福祉計画の評価と第5期サービス見込量	65
1 訪問系サービス	67
2 日中活動系サービス	70
3 居住系サービス	76
4 指定相談支援等	77
5 障害児支援	79
第3章 地域生活支援事業の利用状況と第5期の見込み	83
1 理解の促進・啓発事業	83
2 自発的活動支援事業	83
3 相談支援事業	84
4 成年後見制度利用支援事業	84
5 成年後見制度法人後見支援事業	85
6 意思疎通支援事業	85
7 日常生活用具給付等事業	86
8 手話奉仕員養成研修事業	87
9 移動支援事業	87
10 地域活動支援センター機能強化事業	88
11 その他の事業	89
第4部 計画の推進	91
第1章 各主体の役割	91
第2章 計画の周知	92
第3章 計画の推進	92
第4章 目標達成状況の評価	93

# 第 1 部

---

## 序 論



# 第1部 序論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市の障害者福祉施策は、平成27年3月に策定されたかすみがうら市障害者計画において、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な施策を展開するとともに、地域生活への支援の充実に努め「健やか・安心・思いやりのまちづくり」の基本理念のもと、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成25年から平成29年度を計画期間とする第3次障害者基本計画を策定しました。この第3次障害者基本計画では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体にとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限度発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障害者福祉施策の基本的な方向が定められています。

「障害者計画(第5期)」は、本市の障害者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障害者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「障害福祉計画(第5期)」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。

「障害児福祉計画(第1期)」は、平成28年6月に児童福祉法が改正され、新たに規定されたものであり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本市では、この3計画が調和のとれた一体的な計画となるよう策定を進めます。

## 2 計画策定の目的

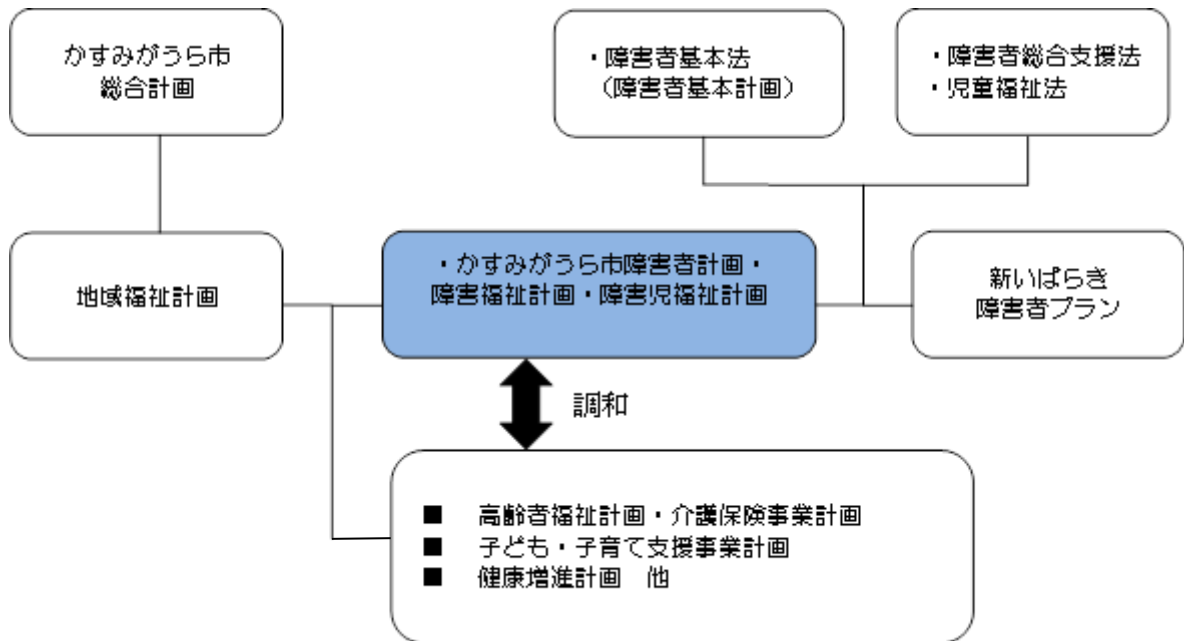
基本理念に掲げた「健やか・安心・思いやりのまちづくり」の実現及び障害者の自立と社会参加を支援するための障害福祉サービスの提供、各種施策を実施するため本計画を策定します。

## 3 計画の位置づけ

市町村における障害者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」があります。これらに加え、平成28年に児童福祉法が一部改正され、平成30年度にむけて市町村は厚生労働大臣の定める「基本方針」に即して「市町村障害児福祉計画」を新たに定めるものとされました。

本計画における「障害者基本計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけ、「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」となります。

また、本計画は、本市の市運営における基本的な計画である「第2次かすみがうら市総合計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画）」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の障害者基本計画、新しいばらき障害者プランなどの上位計画を踏まえて策定します。

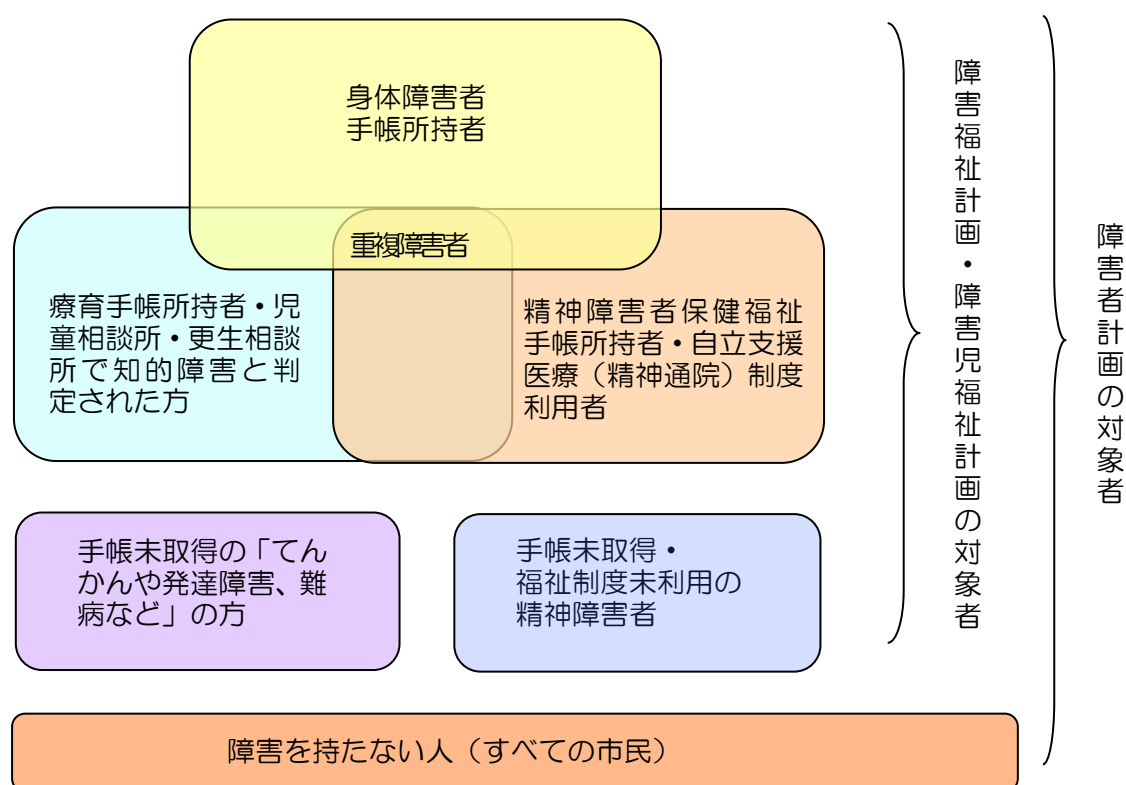




## 4 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、発達障害などの障害のある方です。

また、そのほかの障害のない市民、ボランティア団体、事業所、企業等についても、広報・啓発、障害や障害者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、本計画の対象に含まれると考えます。



## 5 計画の策定体制

### (1) 障害計画策定委員会の開催

計画の策定にあたり、学識経験者・専門家及び障害者団体・関連機関代表等によって構成された「かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置して、審議を行います。検討を経て作成した計画案について審議し、最終的な計画内容を決定します。

### (2) アンケート調査の実施

計画の策定に際し、本市では、障害者の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施し、調査結果を計画内容に反映します。

#### 【調査の概要】

- 調査の実施期間：平成29年11月1日～11月24日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査票の種類

調査対象者	配布数	回収数	回収率
障害福祉に関する意識調査	1,400	637	45.5%
障害児保護者アンケート調査	120	48	40.0%

### (3) パブリック・コメントの実施

広く市民から障害者福祉に関する意見やニーズを把握し、計画に反映させていただくため、パブリック・コメントを実施します。

#### 【実施の概要】

- 実施時期 平成30年2月（予定）
- 実施方法 市のホームページ等で計画素案を公表し、郵送・メール・FAX等で意見を募集します。

## 6 計画の期間

障害福祉計画・障害児福祉計画は3年を1期として定めることとされており、今回の障害福祉計画は第5期計画期間、障害児福祉計画は第1期期間となり、平成30年度～32年度です。

障害者計画は29年度でいったん区切りとなり、県の新しいばらき障害者プランに合わせて、平成30年度から35年度までの6年間とします。

- \*参考 国の障害者基本計画（第4次）：平成30年度から34年度までの5年間
- 新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）：平成30年度から35年度までの6年間

## 7 主な制度等の変遷

年 月	制 度 等 の 内 容
平成28年4月	障害者に対する差別の禁止と合理的配慮を規定した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。
平成28年5月	成年後見制度の利用促進について、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が施行されました。
平成28年6月	障害者等が、希望や能力、障害や疾病の特性に応じて最大限活躍できる環境の整備や子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現等について今後の対応の方向性が示された「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
平成28年8月	発達障害がある方の社会的障壁を取り除くため、教育、就労の支援充実を柱とする「発達障害支援法の一部を改正する法律」が施行されました。
平成30年4月	障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に環境の整備等について規定した「障害者総合支援法・児童福祉法の改正」が施行されます。

※本計画書の構成について(○印が該当する計画部分)

	障害者 基本計画	障害 福祉計画	障害児 福祉計画
第1部 序論	○	○	○
第2部 障害者計画	○		
第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画		○	○
第4部 計画の推進	○	○	○

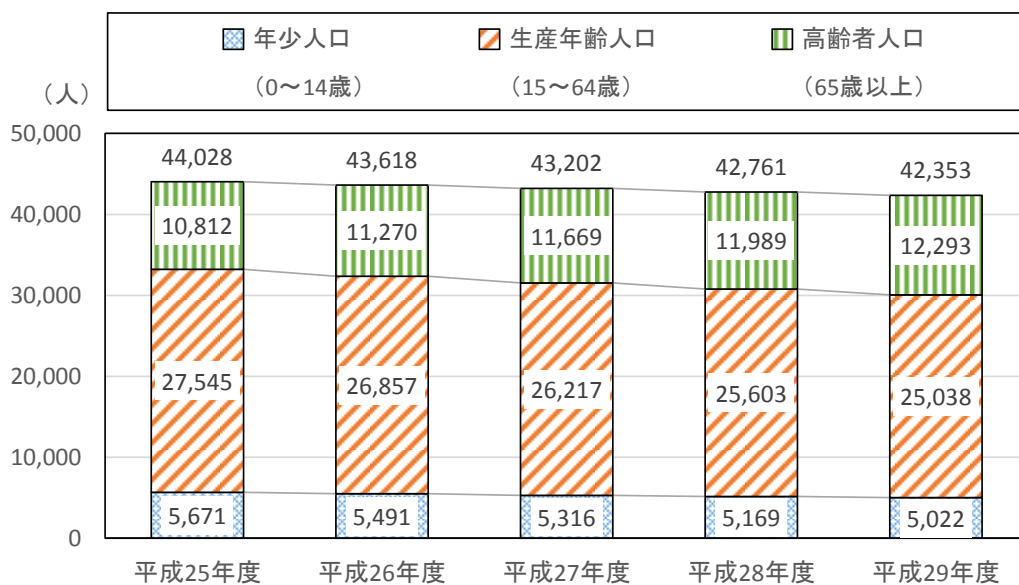
## 第2章 かすみがうら市の障害者の現状

### 1 人口等の推移

#### (1) かすみがうら市の人口の推移

総人口は、減少が続いています。

平成29年と平成25年を比較すると、年少人口は649人の減、少生産年齢人口は2,507人の減少、高齢者人口は1,481人の増で、総人口は1,675人の減少となっています。



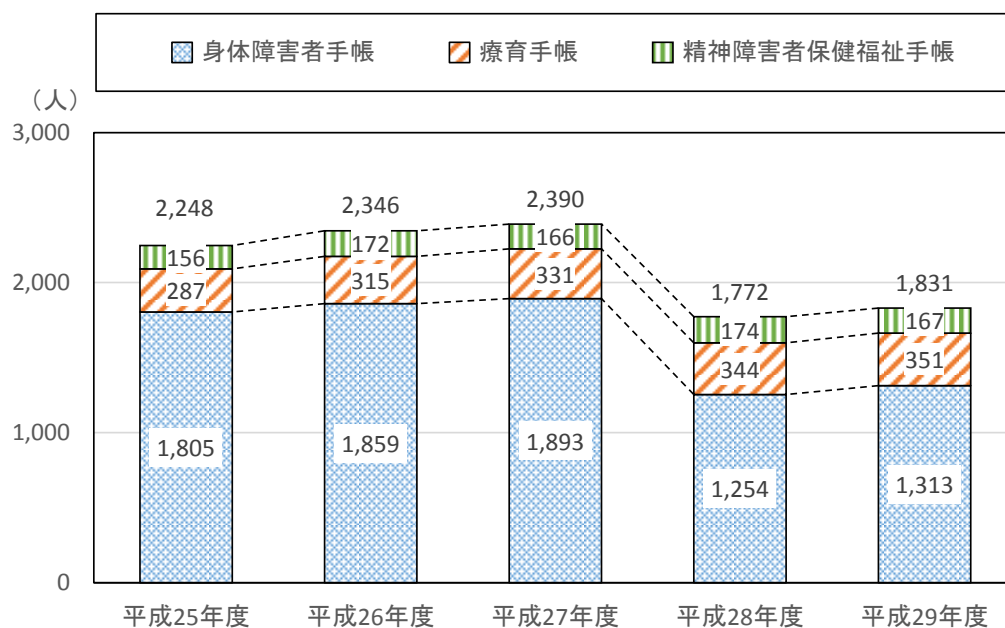
資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

## 2 手帳所持者の推移

### (1) 3障害の手帳所持者数の推移

3障害の手帳所持者数は、総数では減少傾向で推移しています。

障害手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移、療育手帳所持者数は横ばいで推移、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。



※各年度 4 月 1 日現在 ※H27 年中に台帳を整理し、死亡者を削除した(以降のグラフも同様)

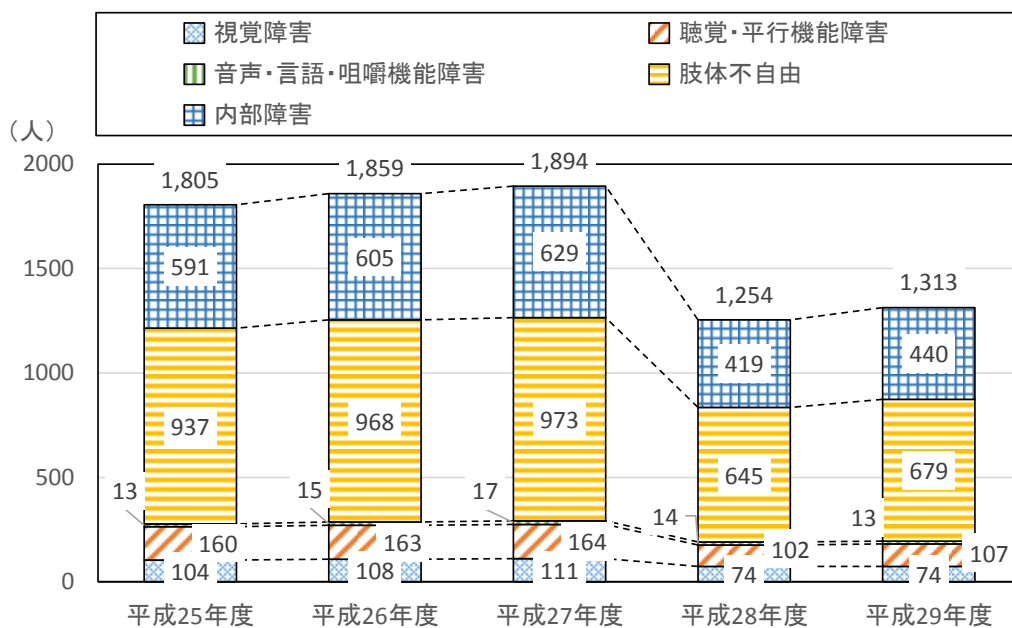
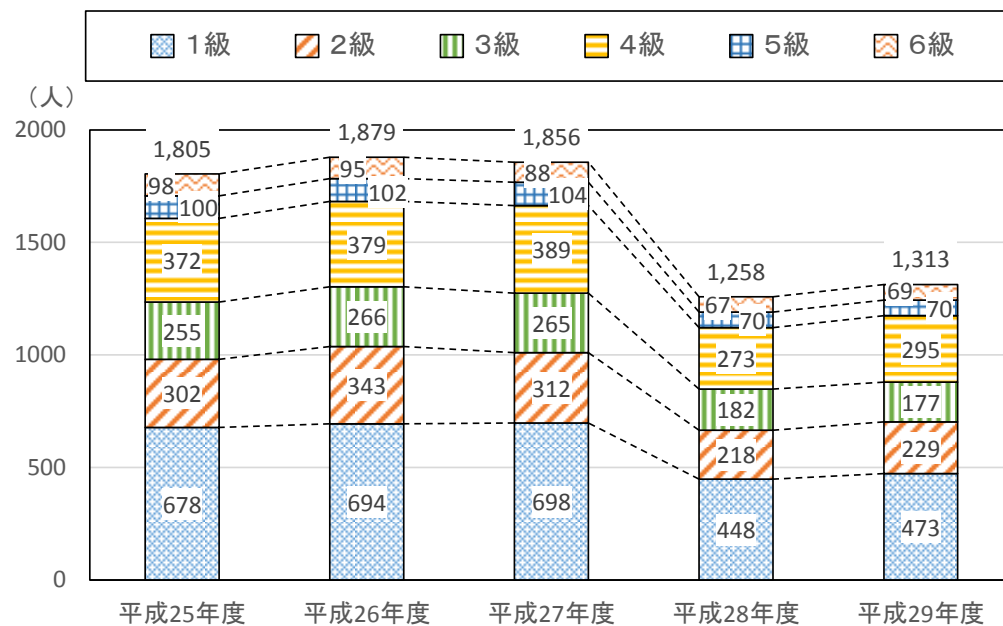
#### ※人口に対する手帳所持者の割合

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
人口	43,202 人		42,761 人		42,353 人	
身体障害者手帳	1,893 人	4.38%	1,254 人	2.93%	1,313 人	3.10%
療育手帳	331 人	0.77%	344 人	0.80%	351 人	0.83%
精神障害者保健手帳	166 人	0.38%	174 人	0.41%	167 人	0.39%

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の平成28年度と平成29年度の等級の内訳をみると、1級、2級、4級6級が増加、3級が減少、5級は横ばいとなっています。

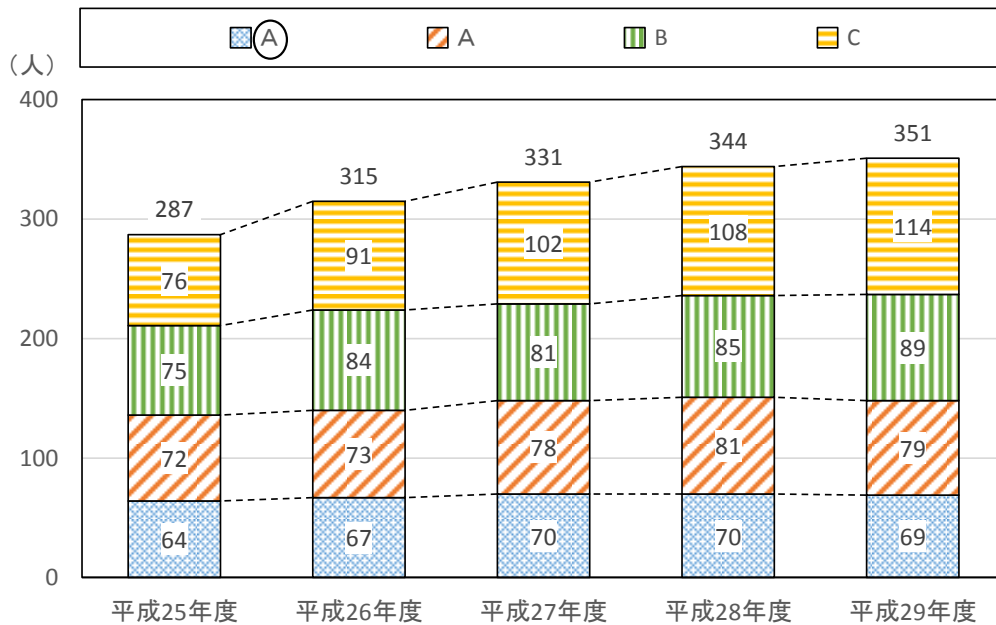
同様に障害別では、音声・言語・咀嚼機能障害が1人の減、視覚障害が横ばい、その他の障害は増加となっています。



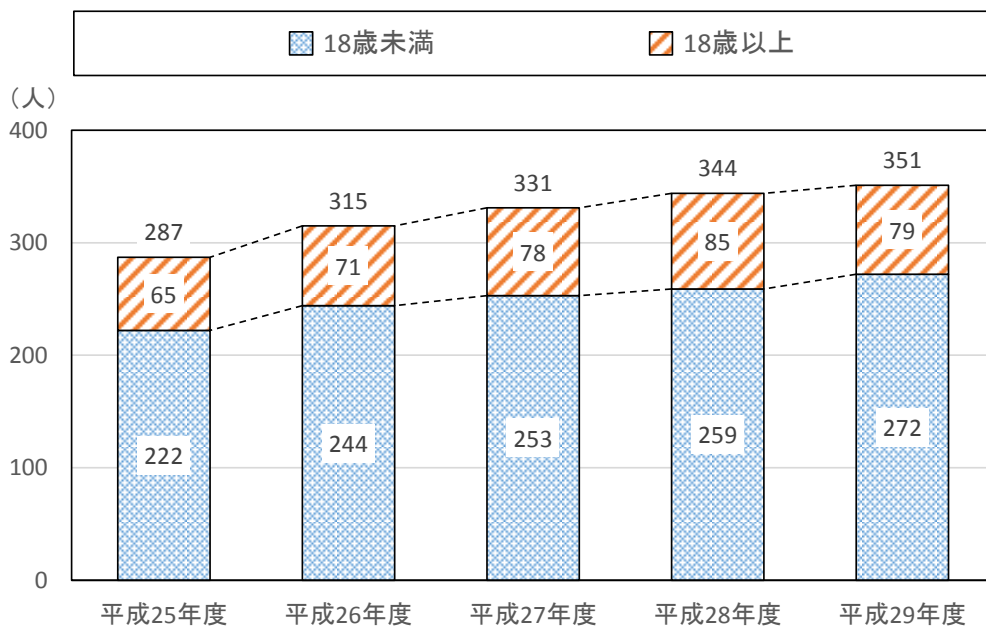
### (3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の平成25年度と平成29年度それぞれの内訳を比較するとすべての等級で増加となっています。

同様に、年齢別にみると、18歳未満が21.5%の増加、18歳以上が22.5%の増加となっています。



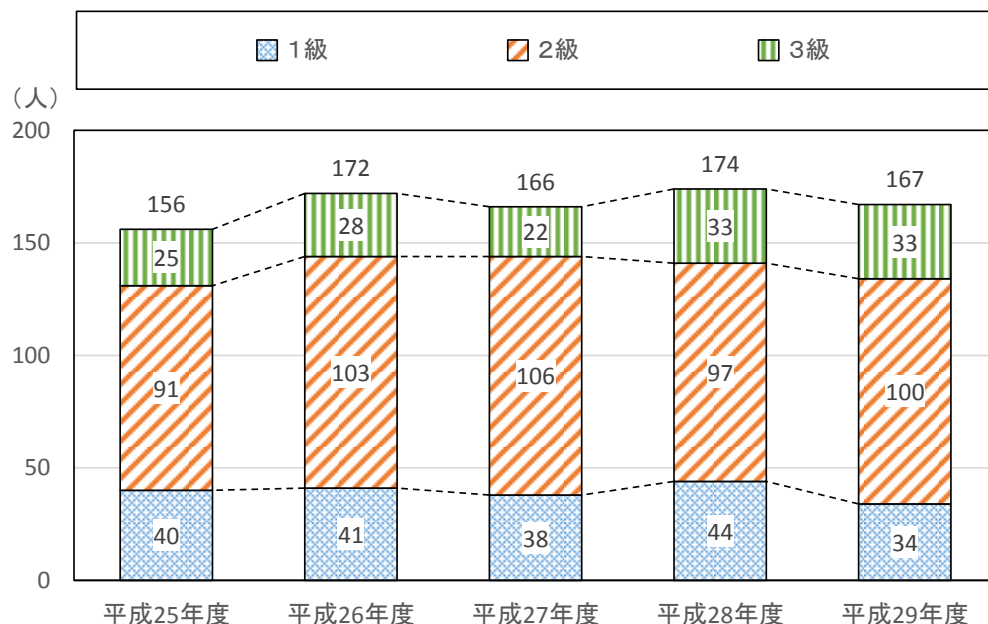
※図・A：重度 B：中度 C：軽度





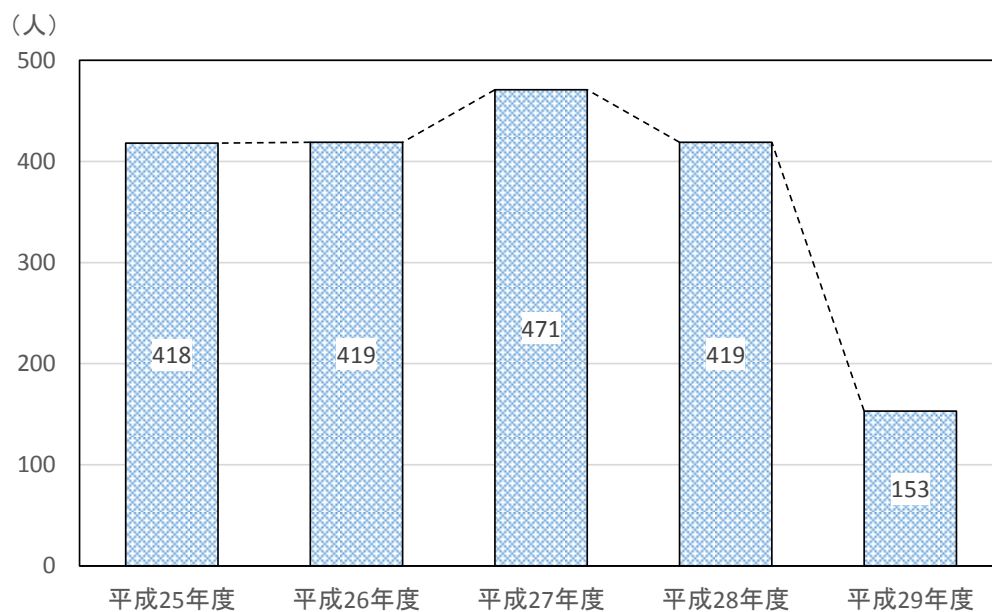
#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の内訳を平成25年度と平成29年度を比較すると、1級は減少、2級と3級は増加となっています。



#### (5) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数は平成27年度に増加となった以外は横ばいで推移しています。



### 3 教育・育成の状況

#### (1) 教育・育成の状況

障害のある児童の日常的な生活支援を行うため、児童発達支援等のサービスを実施するなど生活支援を図っています。

このほか、早期発見・早期療育の方針のもとで、乳幼児健診や発達相談等を含めた療育体制の整備を図り、発達障害児・者等に対する早期対策を推進しています。

#### ■療育支援事業

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	件/月	27	31	30
放課後等デイサービス		58	84	104
にこにこ教室	延人数	467	395	480

※児童発達支援・放課後等デイサービス 29年度は4月期の実績数

※にこにこ教室 29年度は、年間見込数

#### (2) かすみがうら市の障害のある児童の教育

市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学校で 82 人、全校児童数に対する割合は約 3.9%です。中学校は 40 人、割合は約 3.4%です。

#### ■市内の特別支援学級在籍児童・生徒数

(単位：学級、人、%)

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 29 年度 全校児童数	割合
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数		
小学校	言語	3	14	4	14	4	13	2066	3.9
	情緒障害	12	53	8	41	9	45		
	知的障害	5	22	6	32	6	24		
	計	20	89	18	87	19	82		
中学校	言語	0	0	1	1	2	3	1160	3.4
	情緒障害	3	11	3	10	4	18		
	知的障害	4	17	4	16	4	19		
	計	7	28	8	27	10	40		

【特別支援学校】

近隣の特別支援学校では、土浦特別支援学校などに計 43 人在籍しています。

■近隣の特別支援学校在籍の児童・生徒数

学校名	幼稚園	小学部	中学部	高等部	計
土浦特別支援学校	<del>          </del>	20	12	2	34
つくば特別支援学校	<del>          </del>	4	1	2	7
水戸特別支援学校	<del>          </del>	1	0		1
霞ヶ浦聾学校	0	1	0	<del>          </del>	1
計	0	26	13	4	43

平成 29 年度 4 月 1 日現在

## 4 雇用・就労の状況

### (1) 雇用・就労支援の現状

就労支援対策は、ハローワーク土浦や茨城県の雇用施策と連携を図り、広域的に対策に努めてきました。

また、地域において障害のある方で就労意欲のある人の就労を支援・促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）等の訓練等給付の事業推進を図っています。

### (2) 雇用状況

平成29年度、ハローワーク土浦所管轄内（かすみがうら市、土浦市、つくば市、阿見町）の法定雇用率対象企業2.09%です。

なお、障害者雇用促進法では、法定雇用率対象企業は常用労働者50人以上の企業で、法定雇用率は民間企業が2.0%、市や県が2.3%、教育委員会が2.2%とされています。平成29年6月1日現在、かすみがうら市の実雇用率は2.81%となっています。

※平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

（民間企業2.2%、国、地方公共団体等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%）

#### ■ハローワーク(土浦所轄内)の雇用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
企業数(社)	224	222	224
法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数(人)	57756.0	58136.0	60179.5
障害者数(人)	1042.0	1159.0	1259.5
雇用率(%)	1.80	1.99	2.09
雇用率達成企業数(社)	108	106	121
達成企業の割合(%)	48.2	47.7	54.0

各年度6月1日現在 ※ハローワーク土浦所管轄内に本社を置く従業員50名以上の企業を対象

#### ■職業紹介状況

(単位：件数、人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込件数	656	714	673
就職者数	330	335	328
有効求職数	744	916	1147

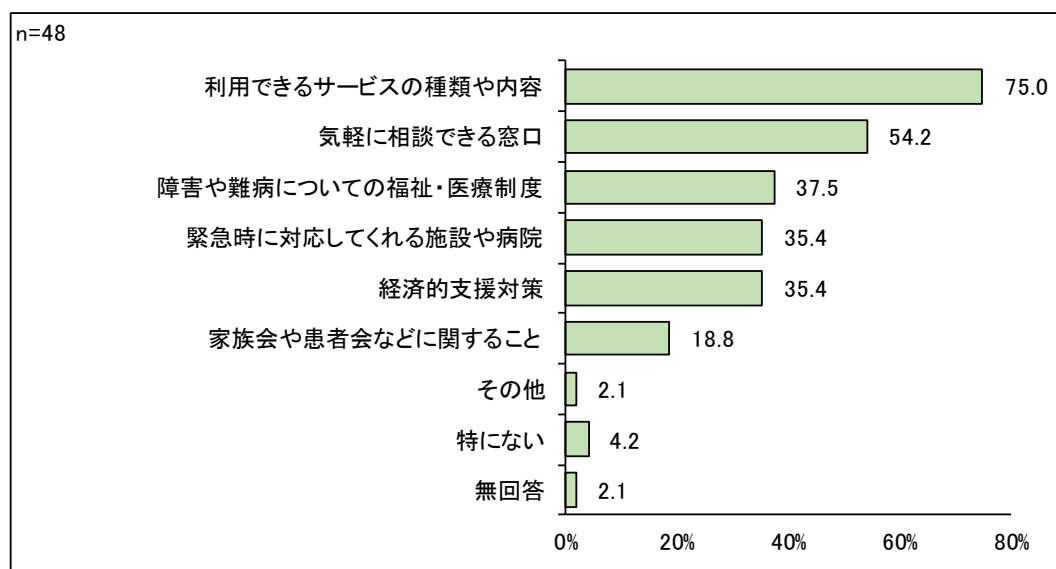
各年度4月1日現在

## 6 アンケート調査結果

### (1) 障害児調査結果より(抜粋)

#### ■必要な情報

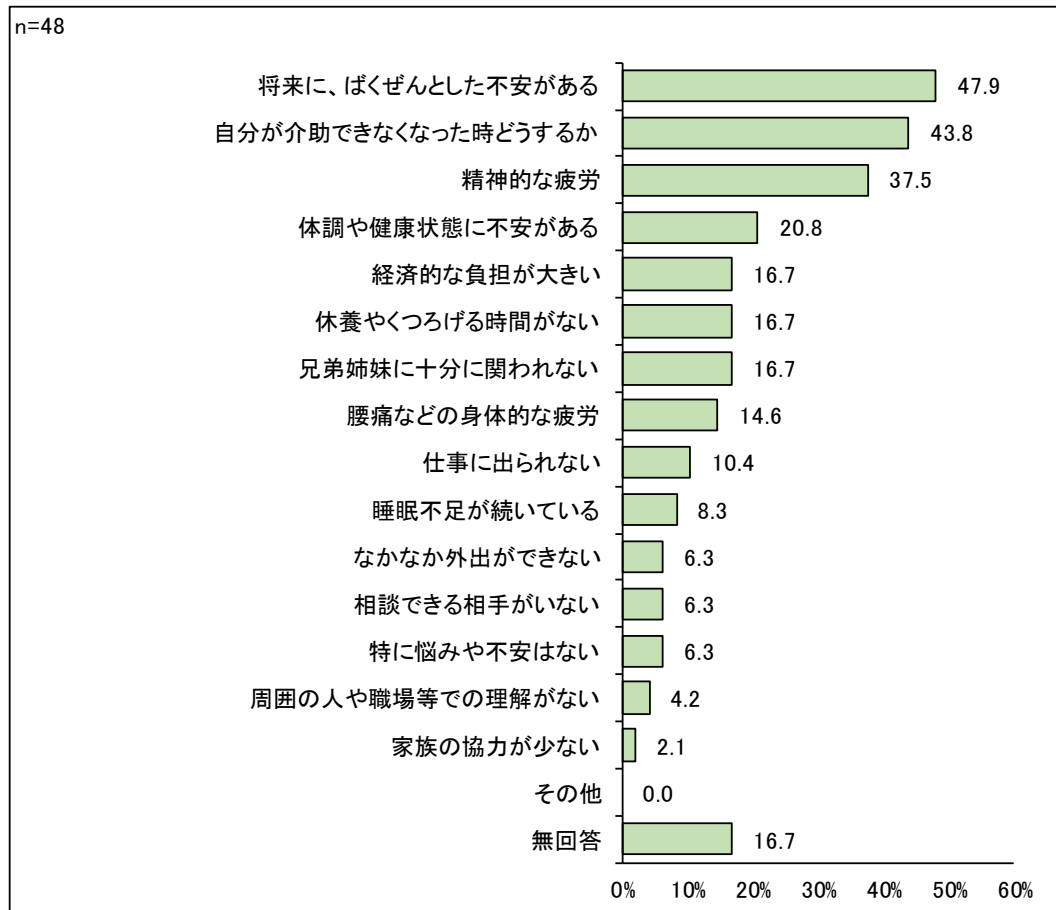
主にどのような情報がほしいですか。(○はいくつでも)



主にどのような情報がほしいか尋ねたところ、「利用できるサービスの種類や内容」が75.0%で最も多く、次いで「気軽に相談できる窓口」(54.2%)、「障害や難病についての福祉・医療制度」(37.5%)、「緊急時に対応してくれる施設や病院」「経済的支援対策」(35.4%)などの順となっています。

■介助・介護に関する悩みや不安

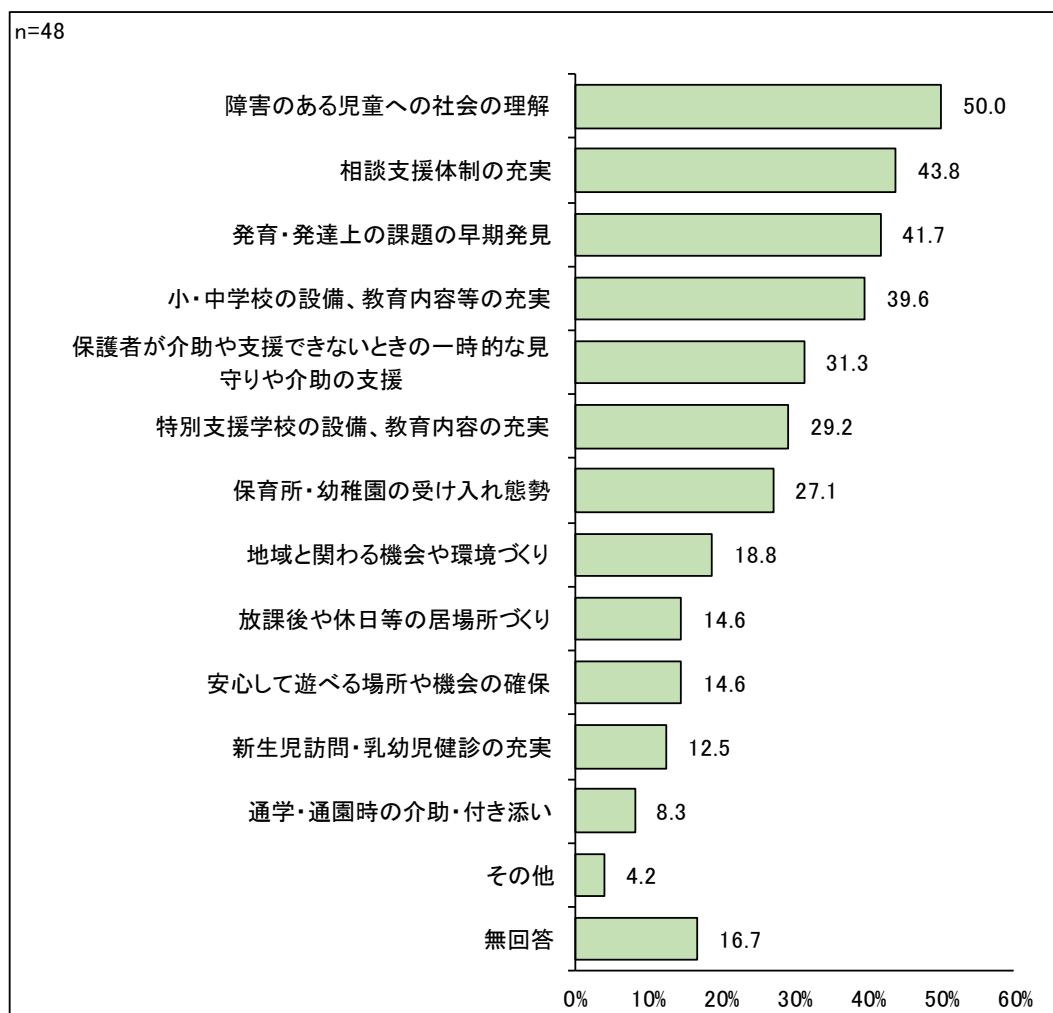
介助・支援に関することで、どのような悩みや不安を抱えていますか。  
 (特にあてはまるもの5つまでに○)



介助・支援に関することの、悩みや不安について尋ねたところ、「将来に、ばくぜんとした不安がある」が47.9%で最も多く、次いで「自分が介助できなくなった時どうするか」(43.8%)、「精神的な疲労」(37.5%)、「体調や健康状態に不安がある」(20.8%)などの順となっています。

■支援が必要な子どものために必要なこと

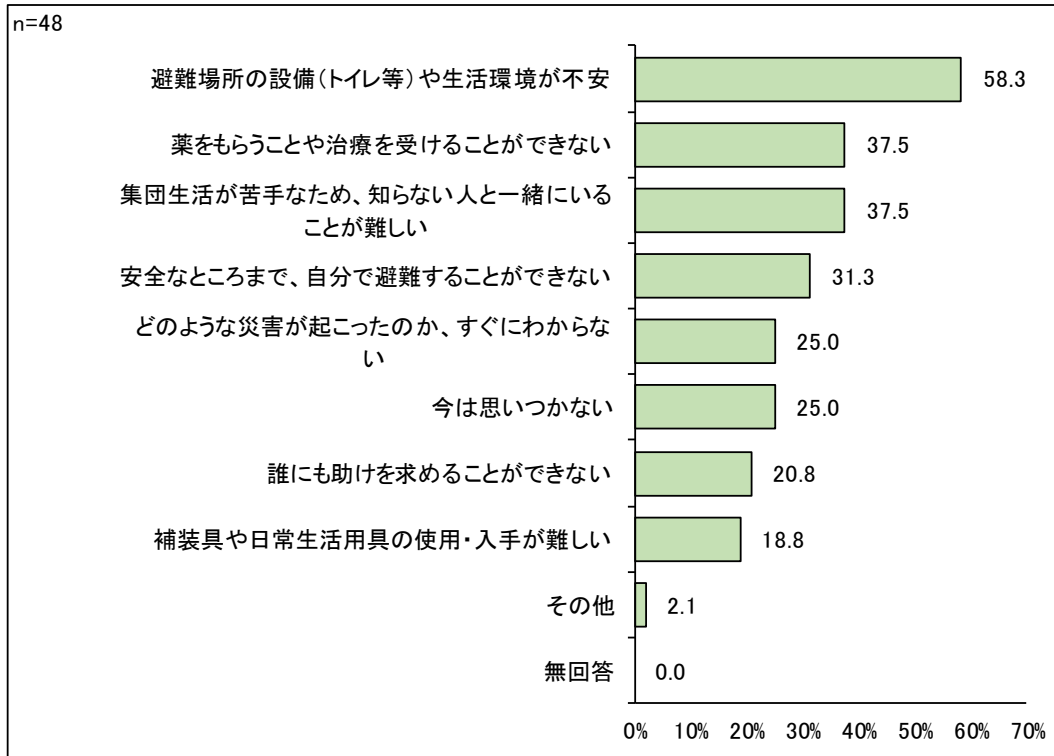
障害等があり、支援が必要な子どものために重要と思うものは何ですか。  
(特に当てはまるもの5つまでに○)



支援が必要な子どものために重要と思うものは何かを尋ねたところ、「障害のある児童への社会の理解」が50.0%で最も多く、次いで「相談支援体制の充実」(43.8%)、「発育・発達上の課題の早期発見」(41.7%)、「小・中学校の設備、教育内容等の充実」(39.6%)などの順となっています。

■災害時に困ること

地震や台風等の災害時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

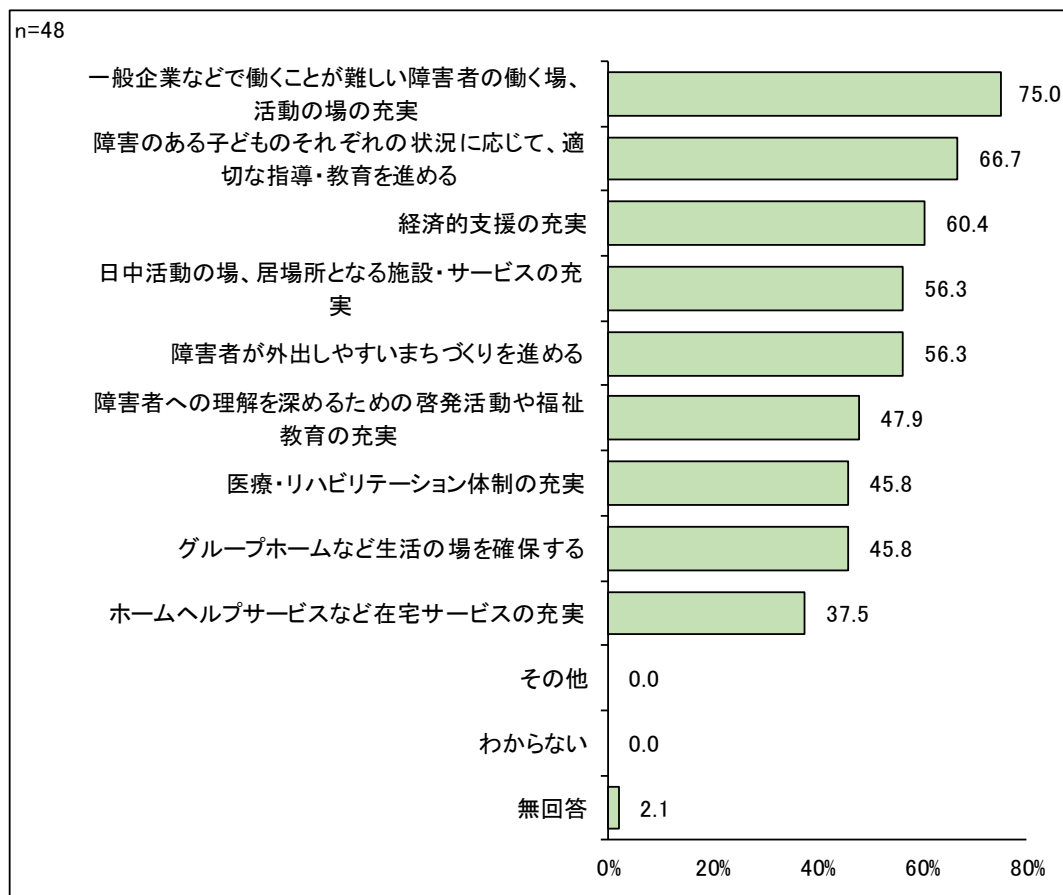


災害時に困ることについて尋ねたところ、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が58.3%で最も多く、次いで「薬をもらうことや治療を受けることができない」「集団生活が苦手なため、知らない人と一緒にいることが難しい」（37.5%）、「安全なところまで、自分で避難することができない」（31.3%）などの順となっています。



■障害のある人が自立した生活を送るために必要なこと

障害のある人が自立した生活を送るために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

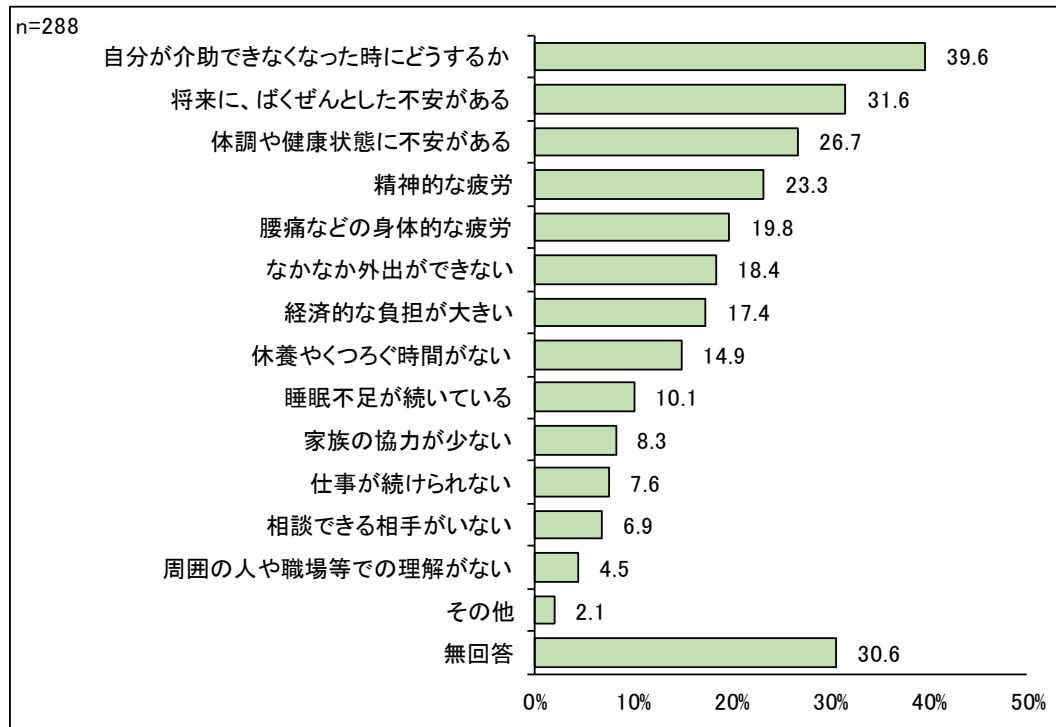


時事ニュースや知りたい情報をどこから入手しているかを尋ねたところ、「テレビ」が82.2%で最も多く、次いで「新聞」(44.8%)、「家族」(27.6%)、「ラジオ」(24.5%)、「インターネット」(23.0%)などの順となっています。

## (2) 障害者調査結果より(抜粋)

### ■ 介助者の困りごと

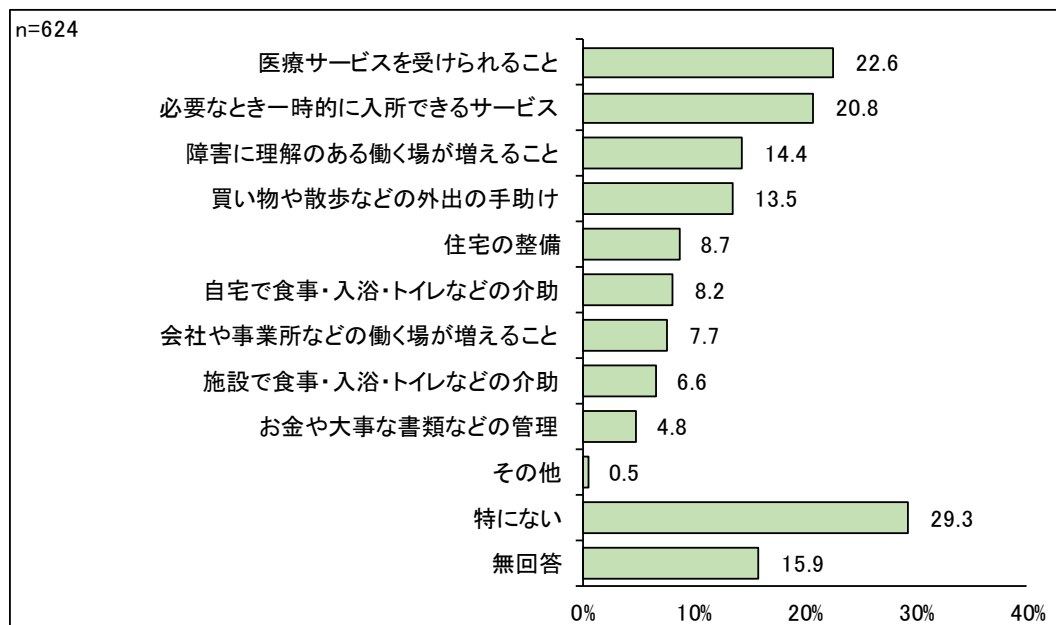
介助をしている方が、困っていることはありますか。(〇はいくつでも)



介助をしている方が、困っていることについて尋ねたところ、「自分が介助できなくなった時にどうするか」が39.6%で最も多く、次いで「将来に、ばくぜんとした不安がある」(31.6%)、「体調や健康状態に不安がある」(26.7%)、「精神的な疲労」(23.3%)などの順となっています。

■地域での生活で特に望むこと

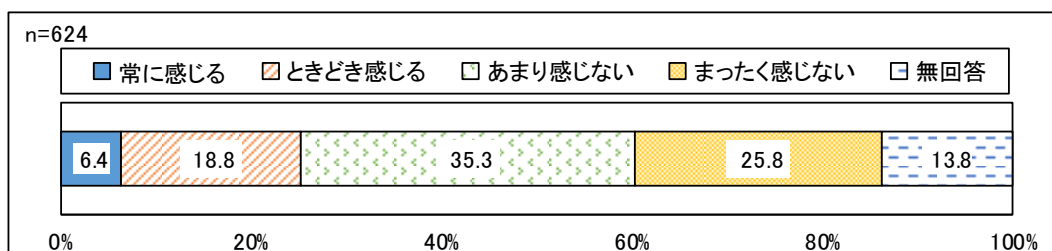
地域での生活にあたり、特にどのようなことを望みますか。(○はいくつでも)



地域での生活にあたり、特にどのようなことを望むかについて尋ねたところ、「医療サービスを受けられること」が22.6%で最も多く、次いで「必要なとき一時的に入所できるサービス」(20.3%)、「障害に理解のある働く場が増えること」(14.4%)、「買い物や散歩などの外出の手助け」(13.5%)などの順となっています。

■差別や偏見について

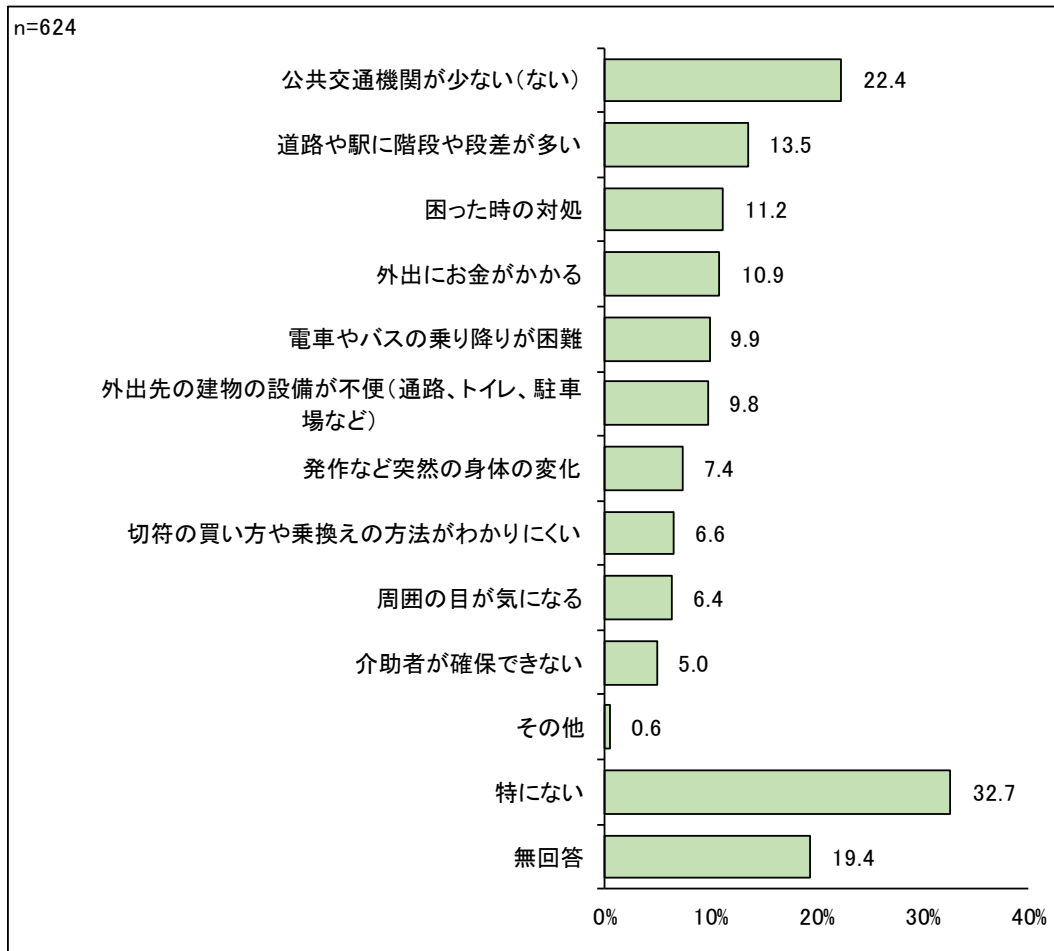
あなたは、現在、障害を理由とした差別や偏見を感じますか。(○は1つ)



あなたは、現在、障害を理由とした差別や偏見を感じているかについて尋ねたところ、「あまり感じない」が35.3%、「まったく感じない」が(25.8%)、「ときどき感じる」が(18.8%)「常に感じる」が(6.4%)となっています。

■外出時の困りごと

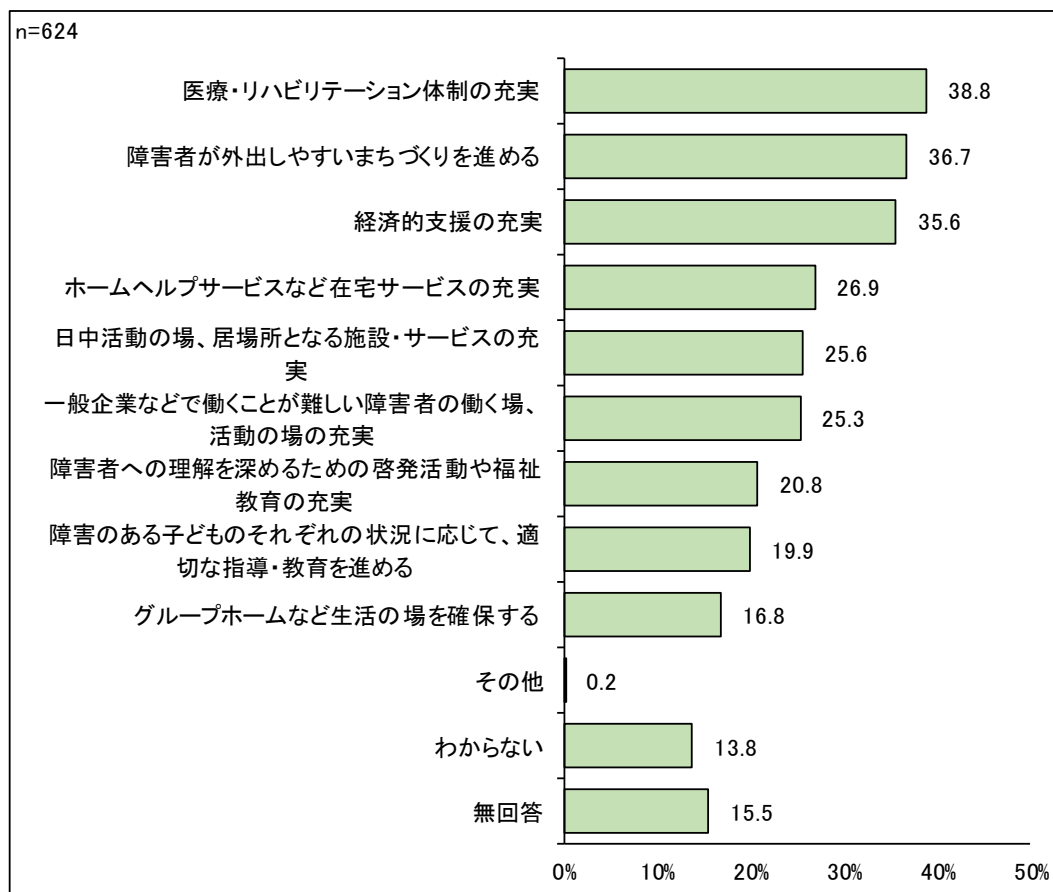
外出するときに、困ることはありますか。(○はいくつでも)



外出するときに、困ることについて尋ねたところ、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.4%、「道路や駅に階段や段差が多い」が(13.5%)、「困った時の対処」(11.2%)となっています。

■障害のある人が自立した生活を送るために、必要なこと

障害のある人が自立した生活を送るために、どのようなことが必要だと思いますか。  
(〇はいくつでも)



障害のある人が自立した生活を送るために、どのようなことが必要だと思うかについてを尋ねたところ、「医療・リハビリテーション体制の充実」が38.8%で最も多く、次いで「障害者が外出しやすいまちづくりを進める」(36.7%)、「経済的支援の充実」(35.6%)、「ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実」(26.9%)などの順となっています。

第1部 序論

第2章 かすみがうら市の障害者の現状

---

## 第2部

---

# 障害者計画





## 第2部 障害者計画

### 第1章 計画の基本理念と基本目標

#### 1 基本理念と施策体系

かすみがうら市障害者計画は、障害のある人もない人も、すべての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生き生きと生活できる地域社会づくりをめざしており、その基本理念として、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を掲げています。

また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念の中には、「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援」が掲げられています。

障害者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、援助することが必要です。一方、障害者の生活については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障害者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指す必要があります。

これら理念に基づき、かすみがうら市第5期障害者計画では第4期に引き続き「健やか・安心・思いやりのまちづくり」に向けて取り組みます。

#### ■基本理念

### 健やか・安心・思いやりのまちづくり

- 障害のある人や障害のある児童が、生涯をとおしてその人らしく健やかに安心して暮らしていけるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人の自己決定と自己選択により、自立と地域生活を支え、社会参加を促進できるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人も障害のない人も、ともに生きる「共生社会」は、相互の人格と個性を尊重して、支えあい、思いやりと暖かいふれあいに満ちた地域社会です。このようなノーマライゼーションのまち・地域づくりを進めます。

## 2 基本目標

### (1) 基本目標 1 保健・医療の充実

障害者が安心して暮らせる環境を作るには、福祉サービスを必要な時に、必要な量を利用できるように、提供体制を充実させる必要があります。また、福祉サービス事業や医療機関等の連携を強化し、障害者の情報を共有することで医療・福祉の包括ケア体制を推進します。

### (2) 基本目標 2 教育・育成の充実

障害児が健やかに育ち学ぶためには、障害の特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、障害児教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。また、障害のない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、発達障害のある児童・生徒への対応を推進します。

### (3) 基本目標 3 自立生活の支援

障害者が地域で自立して生活していけるように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーション及び移動に関わる支援を充実するとともに、経済的な基盤や住宅及び在宅サービス等を整備します。

地域における障害者の生活を支えるにあたっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、住民の福祉意識の高揚に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

### (4) 基本目標 4 雇用・就労の促進

障害者の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加したり、仕事に就くことが大切です。そのため、市内事業所や企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、障害者が生きがいを持って暮らせる社会を目指します。

### (5) 基本目標 5 社会参加の促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

また、障害者の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、活動を通して障害者の社会参加を支援していきます。

## (6) 基本目標6 住みよいまちづくりの推進

障害者が自由に外出するにあたっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、市内の公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障害者の外出の機会を確保することが重要です。

近年の集中豪雨等による氾濫に備え、障害者の視点に立った防災体制、避難体制の整備が必要です。

また、障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組みを推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

### 3 施策の体系

基本目標	施策の方向
基本目標1 保健・医療の充実	1 保健事業・障害予防の充実 2 こころの病の予防・支援対策の推進 3 地域リハビリテーションの充実
基本目標2 教育・育成の充実	1 障害児の育成支援 2 特別支援教育の推進
基本目標3 自立生活の支援	1 障害福祉サービス等の円滑な推進 2 障害福祉サービス等の基盤整備 3 地域生活支援事業の充実 4 日常生活を支援する事業の充実 5 生活安定・経済的自立の支援
基本目標4 雇用・就労の促進	1 雇用・就労の場の拡大 2 職業リハビリテーションの推進
基本目標5 社会参加の促進	1 文化・スポーツ活動等の振興 2 地域情報提供の充実
基本目標6 住みよいまちづくりの推進	1 バリアフリーの生活環境整備 2 災害時支援・防犯対策の推進 3 地域支援体制の整備 4 障害のある人への理解の促進

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 保健・医療の充実

障害のある人の健康を維持し、障害を軽減するために、難病対策やリハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害への早期対応を含めて障害の早期発見・早期治療の推進、障害の原因に対応した疾病対策等障害予防の推進に努めるとともに、うつ病など心の病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。

保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークを充実します。

施策の方向	(1) 保健事業・障害予防の充実 (2) こころの病の予防・支援対策の推進 (3) 地域リハビリテーションの充実
-------	--

#### (1) 保健事業・障害予防の充実

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害を持つことになった人や高齢期で障害のある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①乳幼児の各種健診	「4 ヶ月児健康診査」から「3 歳児健康診査」まで、発達段階に応じた健康診査をはじめ、各種乳幼児健康相談による障害の早期発見のため受診率の向上に努めるとともに、家庭訪問等により未受診者対策を推進します。

②相談体制の充実	各種乳幼児健診後に、障害の疑われる乳幼児に対して医療機関での精密検査を勧めるとともに、経過観察が必要とされた乳幼児への相談指導體制の充実を図ります。また、保護者の希望により療育施設の紹介や連絡調整等を行います。
③にこにこ教室	主に発達の遅れのみられる乳幼児を対象に実施している「にこにこ教室」を拡充するとともに、言語聴覚士等の専門職員を配置し、健診後のフォロー体制の充実に努めます。また、療育施設の不足が大きな課題となっているため、早期療育体制の充実を検討します。
④おもちゃ図書館	おもちゃ図書館の活動を推進し、障害児の発達を支援します。今後はより多くの障害児から利用されるよう事業の周知を図るとともに、障害児のみの利用日の設定を検討します。
⑤発達相談・指導	保育所（園）・認定こども園の0歳から5歳の乳幼児を対象に子ども未来室所属の専門職が定期的に巡回訪問し、発達相談を実施するとともに、保育士に子どもの発達に関する技術的な支援を行います。
⑥特定健康診査・特定保健指導	40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診及び生活習慣病改善を目的とした特定保健指導を実施します。
⑦障害の発生予防	障害の発生予防に向けて、心身の健康づくりに関する各種講座等の健康教育を地域においても実施するなど拡充を図り、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及に努めます。
⑧訪問指導等の充実	在宅保健サービスとして必要に応じて家庭を訪問し、健康管理等の相談を行います。
⑨障害者専門の歯科治療	障害児・者の歯科治療として、県の歯科医師会で実施している「土浦歯科治療センター」や地元歯科医師会と連携し、口腔の健康保持・増進を図ります。

## (2) こころの病の予防・支援対策の推進

こころの病の問題はだれにも起こりうることから、地域における県の精神保健事業等と連携を進め、特にうつ病についての正しい知識を普及し、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を推進します。

また、精神障害者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。

### 【主な取組】

取 組	内 容
①「こころの相談」事業の充実	精神保健福祉士、保健師等が心の不安を持つ人やその家族を対象に実施している「こころの相談」事業の充実に努めます。
②地域活動支援センター事業の充実	創作的活動又は生産活動の機会の提供など日中過ごす場の確保として地域活動支援センターの活用を推進します。
③グループホーム等の利用促進	退院後の地域生活への地域移行支援のため、グループホーム等の利用促進を図ります。
④訪問系サービスの利用促進	地域生活支援のため、ホームヘルプサービスや訪問介護等、精神障害者を対象とした訪問系サービスの利用促進を図ります。
⑤保健福祉サービスの周知	精神障害者保健福祉手帳の取得や自立支援医療制度の利用等のほか、保健福祉サービス・制度の周知を図るとともに、必要に応じ各種の情報提供や支援施設等との連絡調整を行っていきます。

### (3) 地域リハビリテーションの充実

自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、県・保健所と連携して難病患者の特定医療費支給等に関する医療費助成制度を普及します。

（注 1）

（注 1）「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年）

また、発達障害や高次脳機能障害（注 2）のある人への相談・情報提供などの支援、障害についての理解・啓発事業を推進します。

（注 2）高次脳機能障害：高次脳機能障害とは、交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情など、いわゆる「高次」の脳の機能が損なわれる障害です。

現在のところ、まだまだ社会的認知度が低い障害であるため、身体障害を伴わない場合など、周囲から障害であることを理解してもらえず、誤解を受けることも少なくありません。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①自立支援医療費の給付	身体に障害のある人や児童の障害の軽減等のために行う医療（更生医療・育成医療）及び精神通院医療の自立支援医療費の適切な給付に努めます。
②県福祉相談センターとの連携	県福祉相談センターで実施している「巡回相談」などの医学的な相談事業の活用を図る等、連携に努めます。
③難病患者の支援	難病患者の支援については、医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、支援の方法について検討していきます。なお、障害者総合支援法の改正により、難病等の方も障害福祉サービス等の利用対象となったため、その周知に努めます。
④高次脳機能障害のある人への支援	高次脳機能障害についての広報等を行うとともに、この障害のある人に向けた相談・情報提供等の支援を行います。
⑤地域リハビリテーションとの連携	県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、当市の地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
⑥保健・福祉と連携した医療	障害を発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等一連の対応を効果的に進めるため、医療・保健・福祉の連携強化のための体制及び早期療養体制の充実にについて検討していきます。



## 基本目標2 教育・育成の充実

すべての障害のある児童の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

施策の方向	(1) 障害児の育成支援 (2) 特別支援教育の推進
-------	-------------------------------

### (1) 障害児の育成支援

障害のある児童に対しては、乳幼児健診等による早期発見に努め、できるだけ早期のうち、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるように、障害児保育や地域の療育体制の整備を進めます。身近な地域で支援が受けられるように児童発達支援等「障害児通所支援」の充実を図ります。

また、療育や就学、各種の福祉サービス等の活用に向けて、個別の継続的総合的な支援計画の作成等障害のある児童を対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備を進めるため、「発達・教育支援センター（仮称）」の設置を検討していきます。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①保育所の整備促進	保育所において、障害のある児童を受け入れられるよう、保育士などの増員や施設整備等、受け入れ態勢の確保に努めます。
②幼稚園等への要請	私立保育園・認定こども園・幼稚園での障害のある児童の受け入れが可能となるよう、事業者と連携・協力のもと、受け入れについて協議を進めます。
③早期教育相談支援事業の利用促進	特別支援学校（旧養護学校）で実施している0歳児からの「早期教育支援相談事業」の利用促進を図ります。

④保育士の資質向上	障害児保育を実施するにあたっては、保育士の障害児保育研修などを受講する等、障害児保育の質の向上を図ります。
⑤就学指導の実施	医療機関や保健センター、療育機関その他関係機関等との連携強化を図り、障害の程度、種類に応じ、教育支援委員会を核とした適正な就学指導の実施に努めます。また、発達・教育支援センター（仮称）設置を目標に連携の強化、保護者への総合的な相談支援、保育士と小学校との交流の実施等とともに、一貫した支援情報が分かるよう相談支援ファイル「そだち」を活用し、子どもの健やかな成長に努めます。
⑥専任相談員の配置	専任の教育支援相談員を配置し、定期的に障害のある幼児・児童生徒を対象とした就学相談の充実を図ります。また、福祉・保健・教育が一体となり、切れ目のない支援体制の確立を目指し、多様な専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士・保健師等）の配置を検討します。
⑦巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報	県の教育委員会が実施している障害児巡回教育相談事業や特別支援学校体験入学等の周知及び利用促進を図ります。
⑧障害児通所支援の充実	身近な地域で支援が受けられるように、児童発達支援、放課後等デイサービス、にこにこ教室を実施します。

## （2）特別支援教育の推進

特別支援学校等との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある児童についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。また、発達障害のある児童を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置に努めるなど特別支援教育を推進します。

障害のある児童が支障なく学校生活をおくれるように学校施設のバリアフリー化を促進します（注）。

また、障害のある児童の社会性や豊かな人間性を育成し、地域の人々や子どもたちが障害のある児童に対しての理解を深めるために、地域における自然体験活動等の実施、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を通して特別支援学校や小中学校の児童生徒との相互交流活動を行います。

（注）学校施設バリアフリー化推進指針（平成16年3月文部科学省）：新規建設の場合には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観

点から計画・設計するよう努めること。また、既存施設においても同様に段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要としています。

【主な取組】

取 組	内 容
①特別支援学級の充実	特別支援学級については、各児童・生徒の教育ニーズを把握し、個別の教育支援計画を作成し、個に応じた指導を行うなど支援の充実を図っていきます。
②障害児の放課後支援 対策（学童保育）	障害児の健全育成及び保護者の就労等を支援するため、放課後児童健全育成事業の利用機会の確保を図ります。6年生までの対象範囲の拡大に伴い、障害児童の利用希望がある場合は、可能な限り受入に努めます。また、受入のための職員研修等の実施に努めます。
③教員の資質向上	障害児教育にあたる教職員ばかりではなく、全ての教職員に対する特別支援教育の知識・技術の向上を図るとともに、近隣の特別支援学校との連携を図り、専門的なアドバイスのもとに適切な教育を行っていきます。
④学校施設のバリアフ リー・ユニバーサルデ ザイン化	学校介助員の配置やスロープ等の設置等障害のある児童・生徒が学校生活を円滑におくれるように学校施設や教育関連施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、発達段階に応じた学習を支援できるよう教材教具や機器・設備等の整備を図っていきます。
⑤医療機関との連携	医療機関との連携に努めるなど、障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の充実が図れるよう、関係機関に働きかけていきます。また、一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「そだち」を作成し連携強化に努めます。
⑥教育支援センターの 相談事業	市の教育支援センターにおいて実施している、子育てや不登校に関する相談の充実を努め、学校との連携を図りながら相談や不登校復帰支援などを行います。
⑦就労に向けた職業訓 練教育および進路指 導	教育課程や職場体験の充実等、就労訓練に結びつく特色ある教育の充実を図るとともに、教育機関・企業・福祉関係者等との連携を強化し、障害者の職域拡大を図るなど、進路指導の充実を努めます。

⑧一貫した指導対応による教育	就学前から卒業後においても、可能な限り一貫した指導対応ができるよう相談支援ファイル「そだち」を利用し、学校間及び関係機関との連携強化に努めます。
⑨体験活動の実施	特別支援学級に在籍する児童・生徒が合同で行う体験活動の充実に努めます。

## 基本目標 3 自立生活の支援

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の計画的充実を図ります。また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業等を含めて総合的な支援の仕組みの確立を目指します。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉サービス等の円滑な推進</li> <li>(2) 障害福祉サービス等の基盤整備</li> <li>(3) 地域生活支援事業の充実</li> <li>(4) 日常生活を支援する事業の充実</li> <li>(5) 生活安定・経済的自立の支援</li> </ul>
-------	---

### (1) 障害福祉サービス等の円滑な推進

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、認定審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて利用者本位の立場に立って事業運営されるようにします。

自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、就労支援や虐待防止対策等の役割を強化するように図ります。特に、障害のある人への虐待防止対策として、障害者虐待防止法（注）に基づき、市としての取り組み体制を強化するとともに、自立支援協議会に専門部会の設置を検討するなど相談体制や啓発・広報の充実を図ります。

（注）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年）虐待の禁止、国・自治体・国民の責務の規定、虐待防止措置等を定めたもの。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①情報提供の充実	障害者が福祉サービスや制度について、変更があっても安心して福祉サービスを利用できるように情報提供の充実を図ります。

②医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制	医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制の充実を図るため、関係機関や市の関係各課等が情報の共有化を図り、あらゆる方面から充実した支援ができるように努めます。
③地域自立支援協議会の充実	相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、就労支援や虐待防止等に関わる関係機関のネットワークを活用して、中核機関としての役割を充実します。また、就労支援、虐待防止、こども支援、地域移行支援等の専門部会の設置を検討します。
④障害者虐待防止対策の推進	「障害者虐待防止法」に基づき、啓発・広報を充実するとともに、相談業務や防止措置についての市の取り組み体制を強化します。
⑤指定障害福祉サービス事業者等の質的向上	<p>サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」(注)を受けるように進めます。</p> <p>(注)茨城県福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法の規定により、社会福祉事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的立場から評価するもので、県が事務局となり、「推進機構」を設置して事業を推進しています。</p>
⑥障害支援区分認定・サービス支給決定	<p>認定調査員の調査結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行います。</p> <p>また、利用者の意向による利用計画に基づき介護給付の支給決定を行います。</p>

## (2) 障害福祉サービス等の基盤整備

自立支援給付は、①介護給付費（特例含む）、②訓練等給付費（特例含む）、③サービス利用計画作成費、④高額障害福祉サービス費、⑤特定障害者特別給付費（特例含む）、⑥自立支援医療費、⑦療養介護医療費、⑧基準該当療養介護医療費、⑨補装具費の支給とされており（法第6条）、これらのサービスの円滑な実施を図ります。障害福祉圏域等広域的対応（注）を含めてサービス見込み量を確保供給できるように図ります。

（注）障害福祉圏域：茨城県の障害福祉圏域は、茨城県保健医療計画の二次医療圏と同じ圏域とされており、当市は土浦市や石岡市などと「土浦障害福祉圏域」を構成しています。（新しいばらき障害者プラン）

### 【主な取組】

取 組	内 容
①自立支援給付	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付を行います（別表）。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を行います。
②障害福祉サービスの供給確保	介護給付・訓練等給付サービス必要量を確保・供給できるように、適宜、県及び近隣市町村等と連携して障害福祉圏域等広域的対応を推進します。
③計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用者を対象として、サービス等利用計画の作成・見直しなどを行います。
④地域移行支援・地域定着支援	施設入所や病院に入院している障害のある人等の地域生活への移行に向けた支援を行います。

## (3) 発達障害のある児童・生徒への支援策の充実

これまで、特別支援教育の対象ではなかった高機能自閉症（注意欠陥多動性障害）やLD（学習障害）などの発達障害のある児童・生徒に対して、個々の状態やニーズに対応した教育環境を提供できるよう支援に取り組みます。

区分		サービス名	サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問看護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	移動に著しく困難のある重度の視覚障害者の外出時に同行し、移動の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（機能訓練と生活訓練があります。）
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（A型＝雇用契約を結ぶ型、B型＝雇用契約を結ばない型があります。）
居住系サービス	給付訓練等	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	給付介護	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

補装具費の支給	義肢、装具、車いす等の補装具の購入・修理に要した費用を支給します。
---------	-----------------------------------



### (3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付とともに、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられています。

地域において、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、身近な地域できめ細かな支援を行う視点から多様な事業の充実を図ります。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
②意思疎通支援事業	障害のため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣を行います。また、市の窓口での手続きや相談が円滑にできるよう手話通訳者の配置を検討します。
③日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具の給付を行います。
④移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
⑤地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
⑥理解促進研修・啓発事業	住民に対して障害者等に対する理解を深めるために、教室・講演会の開催等研修・啓発事業、ホームページ等による広報活動を行います。
⑦自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等がボランティア活動や交流活動等自発的に行う活動に対する支援を行います。
⑧手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
⑨成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための体制整備、法人後見実施（予定）団体等への活動支援等を行います。
⑩成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、判断する能力が不十分な障害のある人が、申立費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な場合に支援します。

⑪訪問入浴サービス事業	自宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人に対し、その居宅を訪問して浴槽を提供し入浴の介護を行います。
⑫日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している人の一時的な休息を図ります。
⑬自動車運転免許取得・改造費補助事業	身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について補助し、就労及び社会参加を支援します。
⑭更生訓練費給付事業	施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。
⑮施設入所者就職支度金支給事業	施設に入所または通所しての方が訓練を終了し、就職等により自立するにあたり就職支度金を支給します。
⑯在宅障害者一時介護事業	在宅の障害のある人や児童を介護している人の外出や一時的な休息を支援するため、一時的に預かり介護します。

#### (4) 日常生活を支援する事業の充実

地域において障害のある人を支えるための事業として、これまで、サービス提供の基礎となる障害者手帳の交付や相談事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務や各種の障害者関連高齢福祉事業などを実施してきており、今後も事業の充実に努めます。

##### 【主な取組】

取組	内容
①地域ケアシステムの活用	地域ケアシステムを活用し、地域で様々な生活課題を抱えている在宅の障害者やその家族への生活支援に努めます。
②茨城県発達障害者支援センターとの連携	発達障害者（自閉症、学習障害者、注意欠陥多動性障害等）への専門相談機関である「茨城県発達障害者支援センター」（茨城町）との連携を図り、発達障害者への相談支援体制の強化に努めます。
③家庭児童相談の充実	発達・教育支援センター（仮称）設置を目標に子ども未来室が設置されたことに伴い、子どもや家庭に関する問題等を含めた総合相談窓口業務を充実するとともに、関係機関の調整を図ります。
④県が実施している事業の情報提供	県が実施している各種相談事業について広報・周知に努めます。

⑤地域包括支援センターの活用	介護保険事業における地域包括支援センター等を活用した相談体制の整備を推進していきます。
⑥「耳マーク」の設置	市役所に設置している「耳マーク」により、耳の不自由な方に対して適切な窓口対応や相談支援、周知に努めます。
⑦児童の支援ネットワークの構築	子どもやその家庭に対する決め細かな支援のため、福祉・保健・医療・教育・民間団体等とのネットワークを構築し、その活用を図り、切れ目のない支援体制を強化していきます。
⑧福祉ネットワークの構築	インターネット等による福祉ネットワークの構築、普及とその活用に努め、相談支援が全ての障害に対応できるよう検討します。
⑨人材の確保	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事、各種機能訓練士などの人材確保に努めます。
⑩相談支援スタッフの資質向上	相談支援体制の強化を図るため、スタッフの各種研修会への参加を促進していきます。
⑪市職員の資質向上	すべての市職員が、障害のある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害者福祉に関する知識を周知し意識を高めていくよう努めます。
⑫ケアマネジメント体制の整備	障害者一人ひとりのニーズや障害の程度をふまえたサービスの調整等を一貫して行う、ケアマネジメント体制の整備を検討します。
⑬日常生活自立支援事業	知的障害・精神障害のある人や認知症の人が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。
⑭関連制度の周知及び拡充要請	年金・各種手当・助成金制度や税金・医療費の負担軽減、公共交通機関の運賃、有料道路の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り、利用を促進するとともに、関係機関に対し制度の拡充を要請していきます。
⑮障害者に対応した選挙への推進	選挙の投票方法における手続等の円滑化及び簡素化等について公職選挙法と照らし合わせながら推進していきます。
⑯障害者施設等の地域への開放の推進	市内にある障害者施設等について、地域に開かれた場としての活用が図られるよう積極的な交流の促進に努めます。
⑰発達障害者へのサービスの検討	自閉症等、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者へのサービス活用方法について検討していきます。

⑱地域公共交通の運行	ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人に利用しやすい地域公共交通の運行を目指します。地域公共交通会議と調整を図りながら、市の公共交通体制について検討していきます。
⑲車いす対応車両の貸出	社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。
⑳タクシー利用券の助成と利用促進	タクシー利用券の助成と利用促進に努め、移動手段の確保を図ります。

### (5) 障害者の職業的自立

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援します。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①心身障害者扶養共済制度の普及	保護者が亡くなった後の障害者の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の普及に努めます。
②生活福祉資金制度等の充実	生活福祉資金貸与等、経済的支援を目的とした制度・サービスを充実するよう努めます。
③医療福祉費助成の周知	経済的負担を軽減することにより必要な医療を継続的に受けられるよう、医療福祉費の助成を行うとともに制度の周知を図ります。
④難病患者福祉金の支給	県が実施している医療費公費負担制度の適用疾病となる難病患者の対象が拡大されたことに準じて、「難病患者福祉金」の支給事業の継続に努めます。
⑤診断書料の助成	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得推進と負担軽減を図るため、申請手続きに必要とする診断書料を助成します。

⑥障害基礎年金の周知	国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障害になったとき、または、20歳前に障害になったときに、条件を満たしている方に支給される制度の周知を図ります。
⑦特別障害者手当支給	在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。
⑧特別児童扶養手当支給	20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して、手当てを支給します。
⑨税や各種割引・減免制度の周知	自動車税（窓口＝県税事務所）住民税・軽自動車税（窓口＝税務課）等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知に努めます。

## 基本目標4 雇用・就労の促進

障害のある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションや雇用と福祉施策の連携の強化、雇用・就労の場の確保対策を推進します。ハローワーク等国や県の関係機関との連携により、雇用・就労を通じての自立と社会参加を促進します。

施策の方向	(1) 雇用・就労の場の拡大 (2) 職業リハビリテーションの推進
-------	--------------------------------------

### (1) 雇用・就労の場の拡大

ハローワークをはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

「茨城県工賃向上計画」(注 1)を勘案して、県と連携して就労継続支援事業 B 型事業所での計画作成を図り、事業所や企業・関係機関等とのネットワーク構築に努めて賃金水準の向上を目指します。在宅で仕事を希望する障害のある人に対しては在宅就業障害者支援制度(注 2)等の活用を努めます。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの計画的調達を図ります(注 3)。

(注 1)「茨城県工賃向上計画」(平成 27 年～29 年)：原則として就労継続支援 B 型事業所における本県工賃水準 11,465 円(平成 26 年度)を平成 29 年度には 13,500 円とする目標工賃を設定しています。

(注 2)在宅就業障害者支援制度：在宅で就業する障害者に仕事を発注する事業主を障害者雇用納付金制度で助成。

(注 3)「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年) 障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために、国や県・市において、物品の調達方針を定めて、方針・実績等を公表することが求められています。

### 【主な取組】

取 組	内 容
①障害者就業・生活支援センターとの連携	障害者就業・生活支援センターとの連携を深め、情報提供や相談体制の充実を図り、障害者の雇用促進に努めます。

②茨城県立産業技術専門学院等との連携	茨城県立産業技術専門学院（土浦市等）での障害者職業能力開発事業の活用に努めるとともに、身体障害者にも開かれた学校である茨城県立産業技術専門短期大学校（水戸市）の人材育成機関としての周知を図ります。
③茨城障害者職業センターとの連携	障害者の就労訓練機関として茨城障害者職業センター（笠間市）の周知及び連携を図ります。
④ハローワーク土浦との連携	ハローワーク土浦と連携し、市内及び近隣市町村の事業者に、法定雇用率の達成と障害者のための職場環境の向上について協力を求めています。
⑤「障害者雇用促進月間（9月）」の広報・啓発	国や県等の関係機関と連携して、「障害者雇用促進月間（9月）」を中心に、障害者就職面接会等の広報・啓発活動の充実に努めます。
⑥茨城県工賃向上計画と連携	市内の障害のある人対象の関連事業所の取り組みを促進するとともに、事業所や企業・関係機関等との業務受発注等に関わるネットワークを構築し、市関連業務の障害者施設等への発注を検討します。
⑦障害者優先調達推進法による市の事業実施	法に基づく市の調達方針を策定し、事業実績を公表します。

## （2）職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人の場合は自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。一方、福祉施設退所や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまでハローワークのトライアル雇用やジョブコーチ支援事業などの雇用施策と連携を進めるなど効果的な支援に努めます。

### 【主な取組】

取組	内容
①トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進	福祉施設から一般就労に移行するため、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援などの利用促進を図ります。

②就労継続支援事業の推進	一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、「就労継続支援事業」（A型、B型）の推進に努めます。
③地域活動支援センターの活用	地域活動支援センターを活用して、障害者の社会的自立を促進するための方策（職業訓練事業等）を検討していきます。
④知的障害者職親委託制度の活用	知的障害者職親委託制度の活用に努めます。



## 基本目標 5 社会参加の促進

文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を進めます。

また、障害のある人の地域社会への参加を促進する基礎として、総合的に地域社会の情報提供を行うように図ります。

施策の方向	(1) 文化・スポーツ活動等の振興 (2) 地域情報提供の充実
-------	------------------------------------

### (1) 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動については、障害のある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として位置づけ、今後、一層の振興に努めます。

障害のある人の行う各種の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援し、振興に努めるとともに、県や全国大会等の催し物などへの参加を促進します。特に障害のある人の参加促進の視点から、コミュニケーション支援体制や会場配慮等の標準化に努めます。(注)

(注) 会場配慮等の標準化：例えば、重要な行事を実施する際、駐車場の位置、手話通訳者等の配置、ボランティア配置などの標準的な基準を設定すること。

#### 【主な取組】

取 組	内 容
①地域のスポーツ・レクリエーション活動推進	スポレク祭などの地域住民参加促進を目的とした活動を行い、障害者も気軽に地域で楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。
②スポーツ大会の開催	国際盲人マラソンかすみがうら大会（土浦市等との共催）、地域身体障害者スポーツ大会（県南地区各市等の共催）等の市が主催する大会を開催するなど、積極的に障害者スポーツを推進します。
③県等主催の各種大会の支援	県等が主催する茨城県身体障害者スポーツ大会、茨城県ゆうあいスポーツ大会等の各種大会支援、県の障害者団体が主催する「山の集い」等の支援に努めます。

④スポーツ・レクリエーション活動の場の提供	市内にある資源活用等により障害者のためのスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。市内社会体育施設は段差解消のバリアフリー化を推進しており、今後も必要に応じて施設の充実に努めます。
⑤図書館の利用拡大	市立図書館が保管している大活字・点字図書、朗読ボランティアの作成したテープなどの利用拡大に努めます。
⑥公共文化施設の減免等の整備	当面は現行の減免制度を運用しますが、市全体の公共施設使用料等について、受益者負担の原則を踏まえた見直しを行う中で、障害者の活動を支援するための減免制度のあり方について検討します。また、該当する施設のサービス・制度等を整理し、ホームページ等により周知に努めます。
⑦障害者が参加しやすい行事の開催	「かすみがうら祭」等の行事において、障害者専用駐車場の確保やメインステージ前に車椅子スペースを設置する等、障害者の方が参加・出店しやすいよう努めます。
⑧障害者の作品発表機会の拡充	障害者が、製作した作品を展示、紹介する機会の拡充を図ります。
⑨地域活動支援センターの文化活動	市の地域活動支援センターにおいて実施している陶芸等の文化活動の充実に努めます。
⑩成人式の手話通訳者等の配置	成人式に障害者が参加する際に、手話通訳者や介助者の配置をします。
⑪県等主催の文化・芸術事業の支援	県や各障害者団体が主催する障害者文化祭や障害者美術展等の周知を図るとともに、作品出展の参加を促進する等の支援に努めます。

## (2) 地域情報提供の充実

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、ホームページのバリアフリー化を推進します。

特に、「情報保障」の満足度向上に向けて、障害福祉サービスをはじめ、本計画に関わる保健医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等について、広報や市ホームページの充実に努めます。

【主な取組】

取 組	内 容
①意思疎通支援事業(地域生活支援事業)	聴覚障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。
②声の広報配布事業	視覚障害の方への広報テープ配布を通じたコミュニケーション支援を行います。今後、点字広報の実施について検討します。
③ホームページのバリアフリー化の推進	障害のある人向けの情報提供のツールとして充実を図るため、ホームページのリニューアルを行うなどバリアフリー化を推進します。(文字の大きさのズーム、画面色の変更、読み上げ機能など)

## 基本目標6 住みよいまちづくりの推進

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から（注）、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、ボランティア活動や交流活動等の振興により、地域住民の理解と協力を含めた支援体制を充実するように努めます。

（注）ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）バリアフリーの生活環境整備</li> <li>（2）災害時支援・防犯対策の推進</li> <li>（3）地域支援体制の整備</li> <li>（4）障害のある人への理解の促進</li> </ul>
-------	--

### （1）バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活・移動境の点検を実施し、バリアフリー化等の情報提供の充実を図ります。また、こうした点検活動などを踏まえて、バリアフリーのまちづくりを段階的・計画的に推進します。

障害のある人を含むすべての人が安全に安心して歩くことができるように、バリアフリー対応型の信号機の設置等道路・歩道環境の整備、交通安全対策等を関係機関と連携して推進します。

#### 【主な取組】

取組	内 容
①居住の場の整備	障害者の地域での居住の場となるグループホーム等の整備・拡充について検討します。
②在宅サービスの充実	障害のある人が日常生活においてできるだけ支障なく暮らせるよう「補装具の給付」、「日常生活用具の給付」、「訪問入浴サービス」等の在宅サービスの充実を図ります。

③ 「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による施設整備	不特定多数の利用がある民間施設において、「バリアフリー法（高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等を考慮した指導に努めます。
④公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	公共施設等総合管理計画等を踏まえ、ファシリティマネジメントの観点から公共施設の機能向上等を推進していく中で、市役所庁舎をはじめとする公共施設へ手すり、スロープ、点字案内等の設置など障害者に配慮した施設整備を推進します。
⑤障害者のシンボルマークの広報・周知	障害者のシンボルマークについては、市役所に設置されている「耳マーク」の他にも国際的に認められるものや障害者団体の全国的に提唱しているものがあり、それらのマークについても広報・周知に努めます。
⑥公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	障害のある人が快適に公園を利用できるようにするため、市内の各公園のトイレや通路整備において、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を含んだ計画で進めるよう努めます。
⑦神立駅周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	神立駅前・周辺等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化整備については、神立駅西口土地区画整理事業において、土浦市やJR等の関係機関との連携を図り、駅舎・自由通路のバリアフリー化を含んだ計画により整備を推進します。
⑧道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	障害者や高齢者の安全な交通を確保するため、段差の切り下げ、誘導ブロックの設置等について、機会を捉えて充実を図ります。
⑨信号機のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	市内には市役所千代田庁舎前交差点等に高齢者や障害者に配慮した信号機が設置されていますが、音響式や青延長用押しボタン付信号機等の設備設置を推進し、必要に応じて警察等に要請する等、交通安全の確保に努めます。

## (2) 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」により、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障害のある人を含む災害時要援護者避難対策を推進します。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪にあわないように関係機関等と連携し、防犯対策の充実を図ります。

今後、障害のある人への虐待の防止対策、サービス利用者の人権擁護等全般的な課題について、関係機関等との連携を含めた対応システムを地域自立支援協議会等の活用を含めて検討していきます。

(注) 災害時要援護者：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で災害時に安全に避難することが困難な人。

### 【主な取組】

取 組	内 容
①障害者に配慮した地域防災計画の策定	本市で策定した地域防災計画について、福祉避難所を含む避難所・避難場所等の周知をはじめ障害者に配慮した避難・連絡手段の確保等を図り、計画内容の実現に努めます。
②情報伝達と避難支援の確保	災害時に円滑な情報伝達及び避難支援を的確に実施できるように努めます。
③緊急通報システム事業の充実	急病、事故等で緊急に援助が必要となった場合、速やかな救護活動に対応できるよう、緊急通報システム事業を充実します。
④社会福祉施設の防災対策強化	社会福祉施設に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導していきます。また、災害時の受け入れに対応できるよう防災資機材の整備や食料の備蓄の充実を図ります。
⑤災害見舞金等の支給	自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金の支給を、住宅等の全部または一部に災害を受けた被災世帯に対し災害見舞金の支給を継続します。
⑥広報・啓発の充実	防犯・防災に関するパンフレットの配布等により、障害者に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、市民等に対して障害者への援助に関する広報・啓発等の充実を図ります。
⑦災害時要援護者避難支援プランの推進	災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、市地域防災計画を踏まえて避難支援プラン・個別計画の作成を推進し、災害時要援護者登録制度の充実を図ります。

⑧ 聴覚・言語障害のある人の緊急通報への支援	聴覚・言語障害のある人が火災や急病等で緊急に援助が必要になったときのために、火災・救急専用FAX（119FAX）の利用登録を推進します。また、携帯電話やスマートフォンによる緊急通報システム（Web119）の構築を図ります。
------------------------	---

### （3）地域支援体制の整備

障害のある人の福祉施策の推進にあたり、地域ケアシステム、ボランティアセンターの運営など重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、地域住民の理解と協力による支援体制の充実に努めます。

#### 【主な取組】

取組	内容
①社会福祉協議会との連携	地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。
②ボランティア活動の振興	「ボランティアセンター」の活動を含めて「障害者プラン」の各分野にわたる連携を推進する中で、多様なボランティア活動の振興に努めます。
③障害者団体等の活動の振興	障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き支援します。

### （4）障害のある人への理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国・県等の各種の催し物等と連携して、広報やホームページ等を活用して障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。

また、子どものうちから共生社会の心を育むために、学校教育における福祉交流教育や福祉体験活動の機会を設定するなどの生涯学習を推進します。

障害者差別解消法の施行に向けて、当市の対応方策の具体化を図ります。

【主な取組】

取 組	内 容
① 盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進	盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進を図っていきます。
② 車いす・白杖等に対する理解促進	視覚障害者が使用している白杖、身体障害者が使用している車いす等、障害者が移動・外出等に使用しているアイテムについて周知するとともに理解促進を図っていきます。
③ 福祉教育の推進	福祉教育を目的として施設等と市内の学校との交流を推進します。
④ 障害の理解・啓発	精神障害者への社会的理解の啓発のため講演会の開催を検討します。
⑤ 障害者差別解消方針等の策定	障害者差別解消法に基づき、差別解消のための具体的な方策や合理的な配慮事項・指針等の策定を図ります。



## 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1章 計画の概要

#### 1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月）され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害者部会）での議論等を経て、国の定める基本指針（平成29年厚生労働省告示第116号）が告示され、市町村が平成30年度から平成32年度までに障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、第5期かすみがうら市障害福祉計画及び第1期かすみがうら市障害児福祉計画を策定するものです。

なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新たに策定が義務付けられました。これまで本市では、障害児通所支援及び障害児相談支援での目標数値等を障害福祉計画のなかで示してきたことから、第1期障害児福祉計画は、第5期障害福祉計画と一体的な計画として作成することとします。

## 2 平成32年度の目標値

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域移行を進める観点から、平成29年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立支援事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとされています。

項目	数値	備考
①平成28年度末の施設入所者数	58人	平成29年3月31日の施設入所者数
②第5期中の新規入所者見込み	4人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要となる見込み人数
③第4期中の地域生活への移行者見込み	6人	①の9%以上が地域移行すると見込む
④平成32年度末時点施設入所者見込み ④=①+②-③	56人	①の2%以上を削減目標とする

### (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することとされています。かすみがうら市においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置及び地域包括ケアシステムの構築することを目標としていきます。

項目	目標年度	備考
①精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32年度	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするとされています。地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保など、今後障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある。）をいいます。かすみ

うら市においても自立支援協議会にて検討を行い、地域生活支援拠点等を整備することを目標としていきます。

項目	目標年度	備考
①地域生活支援拠点等の整備	32年度	地域生活支援拠点1ヶ所の整備

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値、就労移行支援事業の利用者数の増加の目標値、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加の目標値について設定されています。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」において、市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画において、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましいとされています。

項目	数値	備考
①平成28年度の年間一般就労者数	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②平成28年度就労移行支援事業利用者数	22人	平成28年度に就労移行支援事業を利用した人数
③【目標値】平成32年度の年間一般就労移行者数	3人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 平成28年度実績の1.5倍
④【目標値】就労移行支援事業の利用者数	27人	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数 平成28年度実績の2割以上

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。

かすみがうら市においても検討を行い提供体制の整備をすることを目標としていきます。

項 目	目標年度	備 考
①児童発達支援センターの設置	32 年度	児童発達支援センターを市内に一箇所設置。
②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	32 年度	市内あるいは圏域において主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。
③関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	30 年度	市において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

## 第2章 第4期障害福祉計画の評価と第5期サービス見込量

第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間で第5期計画期間として各年度における見込量を設定します。

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護</li> <li>○重度訪問介護</li> <li>○同行援護</li> <li>○行動援護</li> <li>○重度障害者等包括支援</li> </ul>
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活介護</li> <li>○自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li> <li>○就労移行支援</li> <li>○就労継続支援（A型・B型）</li> <li>○就労定着支援【新規】</li> <li>○療養介護</li> <li>○短期入所（ショートステイ）</li> <li>○自立生活援助【新規】</li> </ul>
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○施設入所支援</li> </ul>
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画相談支援</li> <li>○地域移行支援</li> <li>○地域定着支援</li> </ul>
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援</li> <li>○医療型児童発達支援</li> <li>○放課後等デイサービス</li> <li>○保育所等訪問支援</li> <li>○居宅訪問型児童発達支援【新規】</li> <li>○福祉型児童入所支援</li> <li>○医療型児童入所支援</li> <li>○障害児相談支援</li> <li>○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> </ul>

地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理解の促進・啓発事業</li> <li>○自発的活動支援事業</li> <li>○相談支援事業</li> <li>○基幹型相談支援センター等機能強化事業</li> <li>○居住入居等支援事業</li> <li>○成年後見制度利用支援事業</li> <li>○成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>○意思疎通事業</li> <li>○日常生活用具給付等事業</li> <li>○手話奉仕員養成研修事業</li> <li>○移動支援事業</li> <li>○地域活動支援センター機能強化事業</li> <li>【任意事業】</li> <li>◎日中一時支援事業</li> <li>◎訪問入浴サービス事業</li> <li>◎スポーツ・レクリエーション教室開催事業</li> <li>◎自動車運転免許証取得費助成事業</li> <li>◎自動車改造助成事業</li> <li>◎寝具乾燥車派遣事業</li> </ul>
----------	--

## 1 訪問系サービス

### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用者数 （人/月）	計画値	16	20	24
		実績値	14	13	14
		達成率	87.5	65.0	58.3
	サービス量 （時間/月）	計画値	287	342	398
		実績値	266	234	290
		達成率	92.6	68.4	72.8

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数 （人/月）	計画値	14	15	16
	サービス量 （時間/月）	計画値	290	310	330

### (2) 重度訪問看護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度訪問介護	実利用者数 （人/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
	サービス量 （時間/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	0
	サービス量 （時間/月）	計画値	0	0	0

### (3) 行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護	実利用者数 (人/月)	計画値	4	5	6
		実績値	2	2	1
		達成率	50	40	16
	サービス量 (時間/月)	計画値	11	14	17
		実績値	11	11	7
		達成率	100	78.6	58.8

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
行動援護	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
	サービス量 (時間/月)	計画値	12	12	12

### (4) 同行援護

重度視覚障害者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
同行援護	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		達成率	100	100	100
	サービス量 (時間/月)	計画値	38	38	38
		実績値	38	40	34
		達成率	100	105.3	89.4

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
同行援護	利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2
	サービス量 (時間/月)	計画値	38	76	76



### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者等包括支援	実利用者数 (人/月)	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-
	サービス量 (時間/月)	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	計画値	0	0	0

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	実利用者数 (人/月)	計画値	96	99	102
		実績値	96	96	98
		達成率	100	97.0	96.1
	サービス量 (時間/月)	計画値	1,962	2,023	2,085
		実績値	1,918	2,165	1,910
		達成率	97.7	107.0	91.6

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は6月末実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	100	102	104
	サービス量 (時間/月)	計画値	2050	2100	2150

### (2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	0	0
		達成率	100	0	0
	サービス量 (日/月)	計画値	15	15	15
		実績値	11	0	0
		達成率	73.3	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数 （人/月）	計画値	1	1	1
	サービス量 （日/月）	計画値	15	15	15

（3）自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 （人/月）	計画値	10	11	12
		実績値	7	6	7
		達成率	63.6	54.5	58.3
	サービス量 （日/月）	計画値	171	189	206
		実績値	119	105	151
		達成率	69.6	55.5	73.3

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は6月末実績

【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人/月）	計画値	7	8	9
	サービス量 （日/月）	計画値	135	155	177

#### (4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

##### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	計画値	25	32	39
		実績値	21	22	16
		達成率	84.0	68.8	41.0
	サービス量 (日/月)	計画値	477	610	744
		実績値	401	429	321
		達成率	84.1	70.3	43.1

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

##### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	20	22	27
	サービス量 (日/月)	計画値	380	396	486

#### (5) 就労継続支援A型（雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を行い、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

##### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援A型 (雇用型)	実利用者数 (人/月)	計画値	10	13	16
		実績値	18	23	30
		達成率	180.0	176.9	187.5
	サービス量 (日/月)	計画値	205	266	328
		実績値	369	487	620
		達成率	1.8	183.1	189.0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 A 型 (雇用型)	利用者数 (人/月)	計画値	35	40	45
	サービス量 (日/月)	計画値	724	827	930

(6) 就労継続支援 B 型 (非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばず、授産的な活動を行うために、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	実利用者数 (人/月)	計画値	44	50	56
		実績値	37	40	42
		達成率	84.1	80.0	75.0
	サービス量 (日/月)	計画値	865	983	1,101
		実績値	727	879	882
		達成率	84.0	89.4	80.1

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	利用者数 (人/月)	計画値	45	48	51
	サービス量 (日/月)	計画値	810	864	918

### (7) 就労定着支援（新規）

就労している障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援（新規）	利用者数 （人/月）	計画値	1	2	2

### (8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	実利用者数 （人/月）	計画値	3	4	5
		実績値	2	2	2
		達成率	66.6	50.0	40.0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用者数 （人/月）	計画値	2	3	3

### (9) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所(ショートステイ)	実利用者数 (人/月)	計画値	20	23	26
		実績値	13	12	16
		達成率	65.0	52.2	61.5
	サービス量 (日/月)	計画値	187	215	243
		実績値	121	102	146
		達成率	64.7	47.4	60.0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所(ショートステイ)	利用者数 (人/月)	計画値	18	20	22
	サービス量 (日/月)	計画値	162	180	198

### (10) 自立生活援助（新規）

障害者支援施設やグループホーム棟を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な訪問による助言や医療機関との調整及び相談等を行うサービス。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助（新規）	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	2

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービス。

##### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	計画値	24	29	34
		実績値	25	24	21
		達成率	104.1	82.7	61.7

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

##### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	計画値	22	23	24

#### (2) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

##### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	計画値	60	58	56
		実績値	58	58	58
		達成率	96.6	100.0	103.5

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末実績

##### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	58	57	56



## 4 指定相談支援等

### (1) 計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	計画値	180	200	220
		実績値	199	216	220
		達成率	110.5	108.0	100.0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末時実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数 (人/年)	計画値	225	228	231

### (2) 地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	3	3
		実績値	1	1	0
		達成率	100.0	33.3	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	1	1

### (3) 地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は6月末実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0

## 5 障害児支援

### (1) 児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画値	28	28	28
		実績値	27	31	36
		達成率	96.4	110.7	128.6

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	39	42	45

### (2) 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービス。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	2

### (3) 放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	計画値	41	54	67
		実績値	58	84	96
		達成率	141.5	155.5	143.3

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は6月末実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	計画値	110	120	130

### (4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月実績

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1

### (5) 居宅訪問型児童発達支援（新規）

重度の障害等の状態にある障害児に、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援 （新規）	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	1

### (6) 福祉型児童入所支援

福祉型障害児入所施設では障害児の保護のほか、自立に向けての日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与を目的として支援を行います。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉型児童入所支援	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	1

### (7) 医療型児童入所支援

福祉型障害児入所施設で行う障害児の保護、日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与のほか、専門医療の提供、リハビリの提供など専門的な支援を行います。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童入所支援	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	1

### (8) 障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービス。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	実利用者数 (人/年)	計画値	70	80	90
		実績値	67	71	76
		達成率	95.7	88.7	84.4

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は1月末時点の見込み数

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	計画値	80	85	90

### (9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

#### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人数	計画値	1	1	1

## 第3章 地域生活支援事業の利用状況と第5期の見込み

### 1 理解の促進・啓発事業

地域住民を対象にして、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解の促進・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	未実施	未実施	未実施
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は6月末実績

#### 【第5期の見込み】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解の促進・啓発事業	実施の有無	計画値	未実施	実施	実施

### 2 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業。災害時要援護者登録などを実施しています。

#### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	未実施	未実施	未実施
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末実績

#### 【第5期の見込み】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	未実施	実施	実施

### 3 相談支援事業

#### (1) 相談支援事業

障害のある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業。

##### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		達成率	100	100	100

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末時実績

##### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	事業所数	計画値	3	3	3

### 4 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業。

##### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末実績

##### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1



## 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業。

### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	利用件数	計画値	実施	実施	実施
		実績値	未実施	未実施	未実施
		達成率	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末時実績

### 【第5期の見込み】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	利用件数	計画値	実施	実施	実施

## 6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。

### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/年)	計画値	31	32	34
		実績値	61	65	70
		達成率	196.8	203.1	205.9

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末時見込み

### 【第5期の見込み】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/県)	計画値	73	76	79

## 7 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業。

### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	5	1	3
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	3	6	7
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	3	6	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	1	2	2
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	1094	1093	1100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	実績値	1	3	2

※平成29年は見込値

### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	3	4	3
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	5	5	5
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	4	5	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	2
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2

## 8 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業。

### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は10月末実績

### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1

## 9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業。

### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	4	4	4
		実績値	2	2	2
		達成率	50	50	50
	サービス量 (件/年)	計画値	42	44	46
		実績値	92	24	36
		達成率	219.0	54.5	78.2

※平成29年は見込値

### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	2	3	3
	サービス量 (件/年)	計画値	35	45	45

## 10 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業。

### 【第4期の実績】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター 事業	設置箇所数 (箇所)	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		達成率	100	100	100

※平成27年、平成28年は年度末、平成29年は6月末実績

### 【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター 事業	設置箇所数 (箇所)	計画値	3	3	3

## 1.1 その他の事業

### ○日中一時支援事業

障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業。

### ○在宅障害者一時介護事業

マンツーマンでの介護が必要な在宅の障害者、障害児に対しその介護者が外出、急速等の理由により、一時的に介護が困難となったときに一時的に預かり介護する事業

### ○訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業。

### ○施設入所者就職支度金支給事業

就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用して施設に入所している者が訓練を終了し、就職等により自立した場合において、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業。

### ○自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業。

### ○自動車改造助成事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業。

#### 【第4期の実績】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	利用者数 (実人数/ 年)	計画値	53	55
		実績値	52	51
		達成率	98.1	92.7
在宅障害者一時介護事業	利用件数 (件/年)	計画値	815	999
		実績値	465	485
		達成率	57.1	48.5
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実人数/ 年)	計画値	4	5
		実績値	3	2
		達成率	75.0	40.0
施設入所者就職支度金支給事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		達成率	0	0
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		達成率	0	0
自動車改造助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1
		実績値	0	2
		達成率	0	200

※平成29年は見込値

【第5期の見込量】

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	利用者数 (実人数/ 年)	計画値	55	58	60
在宅障害者一時介護事業	利用件数 (件/年)	計画値	680	690	700
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実人数/ 年)	計画値	5	5	5
施設入所者就職支度金支給事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
自動車改造助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2

## 第4部 計画の推進

### 第1章 各主体の役割

この計画を推進するにあたっては、障害及び障害者問題について社会的関心を高めていくとともに、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

#### (1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障害者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障害者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

#### (2) 学校

障害のある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童生徒が障害のある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

#### (3) 団体

障害者関係団体などの役割は、障害者やその家庭の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

#### (4) 企業

障害者が安定した生活を営むためには、障害者の雇用や障害者の適正と能力に応じて、障害のない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

### (5) 行政

行政の役割は、市民の総合的な福祉の向上をめざして広範にわたる障害者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

## 第2章 計画の周知

本計画に基づく事業・施策を市民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、市のホームページ等を通じて広く周知を図ります。

また、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も市の広報やパンフレット、ホームページ及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

## 第3章 計画の推進

### (1) 推進基盤の整備

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活をめざすことを支援するとともに障害者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障害者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。



## (2) 連携・協力の推進

### ①関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障害のある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障害者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

### ②国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

### ③事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

## 第4章 目標達成状況の評価

市は、各目標値、サービスの見込み量については、必要に応じてその実績を把握し、障害者(児)施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画、障害児福祉計画の評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障害福祉計画、障害児福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。また、障害福祉サービス等支給決定基準を作成しサービス量の適正化を図ります。給付事業についても統廃合を行い、市単独事業は基本的に廃止します。

なお、市は障害者基本計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

### (1) PDCAサイクルによる見直しの必要性

本計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その目標達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取り組みを進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題に対して、随時対応していくこととします。